

I 学校における危機管理について

危機発生時（傷病者発生時、不審者侵入時、災害発生時）、児童生徒等に被害が及ぶことがないように、全教職員の共通理解・共通行動のもとに、迅速かつ適切に対応できる体制を確立しておくことが重要である。

1 平常時の取組

危機発生を未然に防止することが重要である。

- ①事故が発生する可能性の把握、対策の検討
- ②情報伝達や、関係機関との連絡を効果的に行うための連絡体制の整備
- ③危機管理対応マニュアルの見直しと、それに基づく訓練や研修の実施
- ④過去に発生した事例、国や市から発出される文書の整理

□各学校では、危機発生時（傷病者発生時、不審者侵入時、災害発生時）の様々な場面を想定し、「さいたま市立〇〇学校児童生徒事故等危機管理対応マニュアル」（以下「マニュアル」）を作成する。なお、その際、管理職不在時の対応について明確にする。

□全教職員でマニュアルの内容について共通理解する。また、定期的にマニュアルの見直しを行う。

□教職員や保護者等との連絡体制を整備する。

- ・教職員の連絡先
- ・保護者の連絡先、引渡し者のリスト
- ・教育委員会の連絡先
- ・関係機関の連絡先

等

□危機発生時に適切な対応がとれるよう、次のことについて体制を整備する。

< 傷病者発生時について（重大事故の未然防止） >

→A S U K AモデルP.1～P.7参照

→学校給食における食物アレルギー対応の手引き【改訂版】参照

- ・健康観察の徹底
- ・保健室環境の整備（保健室備品、衛生材料の整備）
- ・児童生徒等の健康に関する情報（かかりつけ医、配慮を要する事項）や緊急連絡先の把握及び教職員間での共通理解
- ・近隣医療機関との協力体制の強化・情報収集（診療科目、診療時間、電話番号、場所、休診日）
- ・救急車の要請基準やタクシー会社の電話番号の確認

- ・ 重大事故発生時携行機材等のパッケージ化
- ・ 携帯電話等の所持
- ・ 救急搬送にかかわるスペースの確保
- ・ 指導開始前及び終了後のブリーフィング（＊）の徹底
- ・ ウォーミングアップの徹底（体育活動時）
- ・ 傷病者発生時対応訓練の実施

<不審者侵入について>

校門	校門から校舎入り口	校舎への入り口
登校時刻を過ぎたら門を閉じる。（用務、地域ＣＯ） 防犯カメラで常時録画。	来校者の入り口の案内を動線に表示。 1階生徒昇降口の扉は閉めておく。	2階玄関の指定。 保護者は保護者証の着用徹底。 業者等の来校者には来校カードの記入及びオレンジのテープを腕に貼る。

- ・ 「学校安全ネットワーク」の拡充
 - ・ 来校者への声かけ、管理
 - ・ 出入り口の限定（学校警備員による警備）
 - ・ 正門及び通用門等の施錠管理
 - ・ 校地内、校舎内外の巡回
 - ・ 通学路の安全点検
 - ・ さすまたや防犯ブザー等、防犯用具の点検
 - ・ 防犯カメラ等、防犯機材の点検
 - ・ 防犯ホイッスルの携帯
 - ・ 退勤時の施錠及び機械警備セットの徹底
- 等

<災害発生時について>

→震災時における児童生徒の安全確保等の指針参照

→学校における防災教育参照

- ・ 転倒及び落下防止の視点による安全点検の実施
 - ・ 避難経路の確保及び周知
 - ・ 出入り口の限定
 - ・ 校地内、校舎内外の巡回
 - ・ 通学路の安全点検
- 等

- 危機発生時に、マニュアルに基づいて迅速に対応できるよう、毎年、訓練や心肺蘇生法に関する研修等を行う。
- 教職員は、普通救命講習Ⅰを少なくとも3年に一度、受講する。
- 教職員は、応急手当普及員講習会を積極的に受講する。
- 教科指導等における安全上の留意事項について確認するとともに、年間指導計画に基づいて適切に指導する。

*ブリーフィング…最終打ち合わせ。リスクの軽減を図るため、指導前には、想定されるリスクや対応策について話し合い、指導後には、児童生徒の健康状態に関する情報共有や活動内容に関する評価を行う。→A S U K A モデル P. 6～7 参照

2 危機発生時（傷病者発生時、不審者侵入時、災害発生時）の対応

→A S U K A モデル参照

→学校給食における食物アレルギー対応の手引き【改訂版】参照

→震災時における児童生徒の安全確保等の指針参照

→学校における防災教育参照

- 児童生徒等の安全の確保を最優先に考えて行動する。
- 指揮命令系統を明確にして対応する。校長は、指揮命令者として、対応する教職員に対し役割を分担するとともに、各役割の対応状況を把握する。なお、校長不在時については、指揮命令者を事前に決めておく。 ※校長→教頭→教務主任
(傷病者発生時の対応→A S U K A モデルP. 8～10参照)
- 迅速に情報収集、記録、伝達を行う。
- 危機発生からの状況及び対応を、簡潔かつ適切に、時系列に沿って記録する。
- 児童生徒等の動揺を防ぎ、二次災害を阻止するための安全確保を行う。

- 事故の程度や状況に応じ、教育委員会や警察署等の関係機関へ報告するとともに、必要に応じて校内に危機対策本部を設置する。また、教職員全員で、事故についての共通理解を図る。
- 保護者への連絡は、推測を交えず事実を正確に伝え、誠意をもって対応する。
- 関係機関と連携を図り、児童生徒、保護者、教職員等関係者の「心のケア」に努める。

3 傷病者発生時の対応における留意事項

→A S U K A モデルP. 8～11参照

→学校給食における食物アレルギー対応の手引き【改訂版】参照

- 第一発見者は、その場を離れず、傷病者の観察と応急手当を継続する。近くにいる教職員や児童生徒等に応援を要請する。反応（意識）と普段どおりの呼吸が「ない」「わからない」場合は、直ちにA E Dを手配し、心肺蘇生を行う。
- 傷病者発生時、指揮命令者は、対応に当たる教職員の役割分担を直ちに行う。
 - 分担する内容は、

<ul style="list-style-type: none"> ・心肺蘇生を含む応急手当 ・救急車の要請（119番通報） ・児童生徒等の誘導 ・記録 	<ul style="list-style-type: none"> ・A E Dの手配 ・保護者への連絡 ・救急車の誘導
---	--

等
- 医療機関へ搬送する際、緊急の場合を除き、かかりつけの病院等の有無について保護者に確認する。
- 救急車の要請は、事故の状況を把握し、「救急車の要請基準」（P. 13、14）を参考に行う。また、緊急を要する場合は、管理職の承認がなくとも自分の判断で、携帯電話を活用し救急車要請を迅速に行う。
- 救急車を要請する時には次の情報を収集し、正確に伝達する。
 - ・住所（現在地）
 - ・傷病者発生の状況（場面、時刻 等）

- ・ 傷病者の年齢や性別
- ・ 傷病者の症状（意識、普段どおりの呼吸、頭部外傷、けいれんや麻痺、出血の有無）
- ・ 傷病者のいるところ
- ・ 治療中の病気やかかりつけの病院
- ・ 通報している電話番号 等

□ 救急車の要請時に、消防局の口頭指導があった場合は、指示に従って直ちに実行する。（救急車が到着するまで、通話状態にしたままにする。）

□ 救急車が到着するまでの時間、心肺蘇生法を含む応急手当及び傷病者の観察を継続して行う。（反応（意識）と普段どおりの呼吸が「ない」「わからない」場合は、ためらうことなくAEDを使用する。）

□ 傷病者発生の状況、応急手当の実施状況、傷病の程度、事故発生後の対応等を記録しておき、救急隊や保護者に対して正確に説明する。

□ 傷病者の保護者等への対応

- ・ 事実を正確に伝える。
- ・ 御家族が医療機関から得た情報について、提供いただくよう依頼する。
- ・ 報道発表、保護者会等で情報を提供することの了解を得るとともに、その内容を確認する。（氏名、年齢、傷病の程度、傷病に至った経緯については、公表の可否を必ず保護者に確認する。）

□ 学校管理下での災害は、基本的に独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付の対象となる。状況を把握し、確実に請求手続きを行なうとともに、適切な時期に保護者へ連絡する。

4 再発防止に向けた取組

→ A S U K A モデル P. 11 参照

- 事実確認と分析
- 全教職員で事故の原因やその対応について分析・評価を行う。また、それに基づき、再発防止策を講じる。
- 様々な場面を想定したシミュレーション、安全点検の徹底などを行い、安全管理の充実を図る。
- 学校教育全体を通じて、安全に関する指導の充実を図る。

命を守るための留意事項

- ① 指揮命令系統の明確化
- ② 正確な情報収集及び情報伝達
- ③ 早期の救急車要請と適切な応急手当の実施
- ④ 救急車到着までの応急手当と観察の継続

目の前で誰かが突然倒れたら ～迷わず、落ち着いて～

反応（意識） 普段どおりの呼吸

なし / わからない

応援要請 救急車要請 A E D 手配

胸骨圧迫と A E D

Ⅱ 危機事案への基本的な対応

危機発生時（傷病者発生時、不審者侵入時、災害発生時）は、児童生徒等の安全確保を最優先に考えて行動する。特に、傷病者発生時は、心肺蘇生法を含む応急手当をはじめとする対応を組織的に行う。

《留意点》

- 1 指揮命令者は、校長→教頭→教務主任の順とする（管理職不在時の対応）。なお、直ちに管理職に連絡をとるものとする。
- 2 傷病者発生時において、指揮命令者は、下記の内容について直ちに役割分担を指示するものとする。

「心肺蘇生を含む応急手当」 「AEDの手配」

「保護者への連絡」 「生徒等の誘導」

「救急車の誘導」 「記録」 等

さいたま市立大久保中学校 傷病者発生時対応マニュアル

生徒等の安全確保を最優先に考えて行動する

傷病者発生

心肺蘇生法を含む応急手当

⇒役割分担の確認

- ・心肺蘇生法を含む応急手当
- ・救急車の要請
- 管理職の指示なしで要請できる
- ・AEDの手配
- ・保護者への連絡
- ・児童生徒等の誘導
- ・救急車の誘導
- ・記録
- ・二次被害が想定されるときは傷病者の移動

教職員

児童生徒等

応援
要請
AED
手配

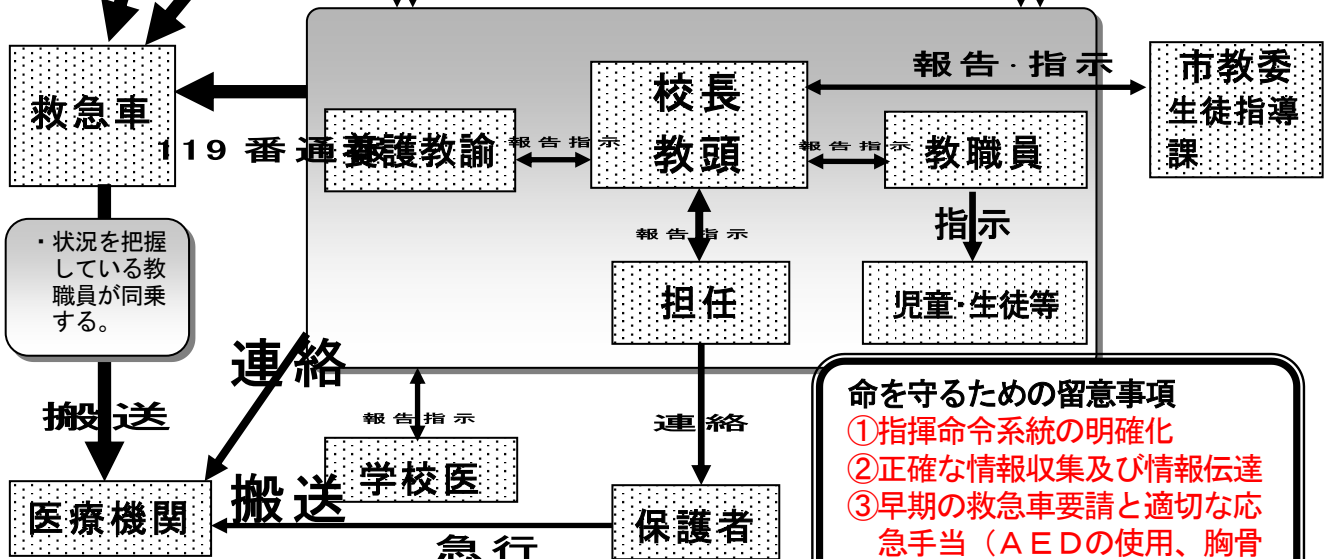
連絡

近くにいる教職員

- ・第1発見者はその場を離れず対応する。
- ・救急車到着まで応急手当、観察を継続する。
- ・近くの教職員や生徒へ応援要請を指示する

119番通報

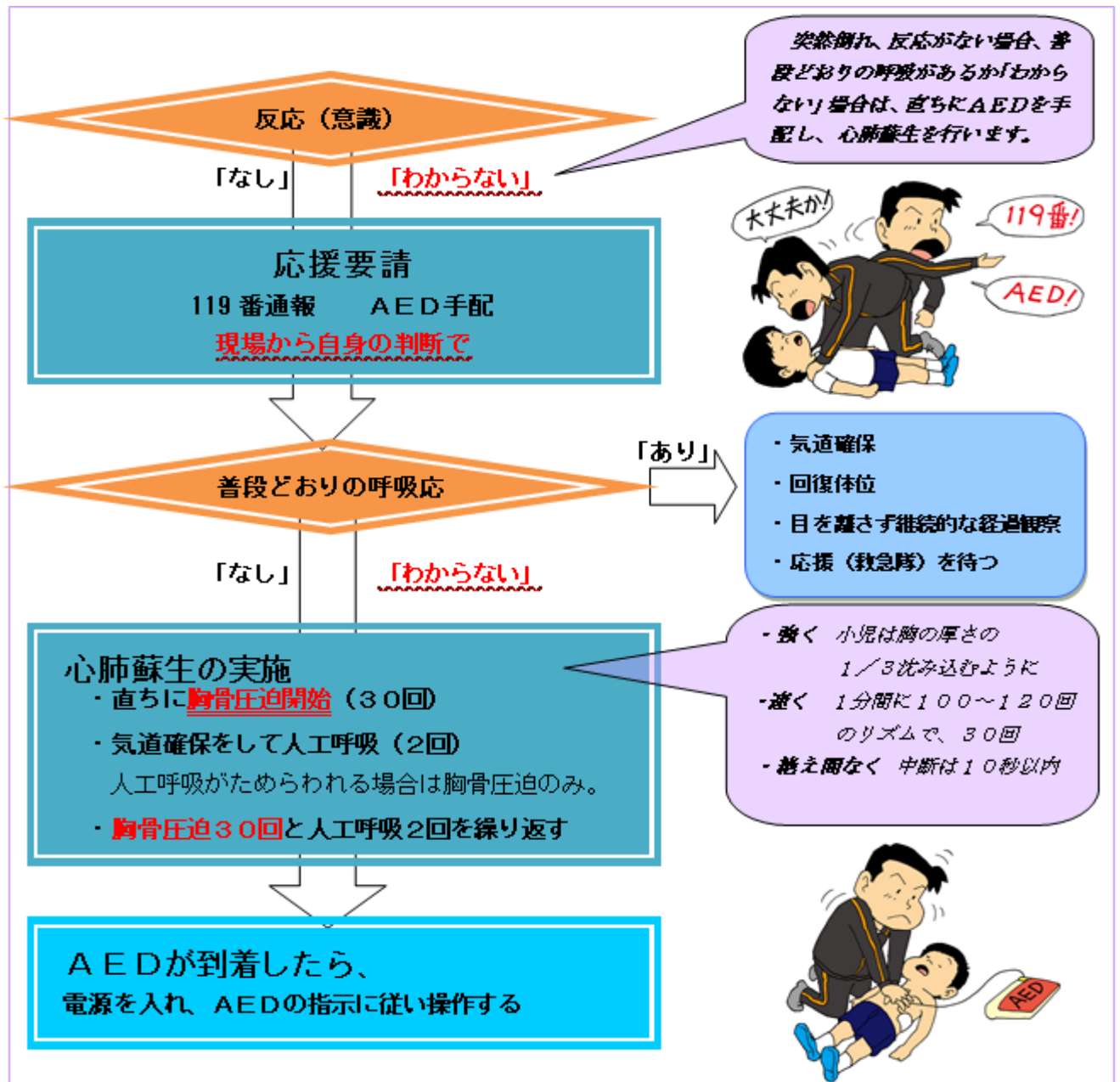
- ・正確な情報を伝える。
- ・口頭指導を受ける。



- 命を守るための留意事項
- ①指揮命令系統の明確化
 - ②正確な情報収集及び情報伝達
 - ③早期の救急車要請と適切な応急手当（AEDの使用、胸骨圧迫等）の実施
 - ④救急車到着までの応急手当と観察の継続

救急車を要請する時に必要な情報（P.5 参照）

- (1) 住所 大久保中学校 さいたま市桜区五関282
- (2) 傷病者発生の状況（場面、時刻 等）
- (3) 傷病者について
 - ・年齢、性別 ・症状（意識、普段どおりの呼吸、頭部外傷、けいれんや麻痺、出血の有無等）
 - ・傷病者のいるところ ・治療中の病気やかかりつけの病院の有無
- (4) 通報者の氏名、通報している電話番号 大久保中 048-852-3554

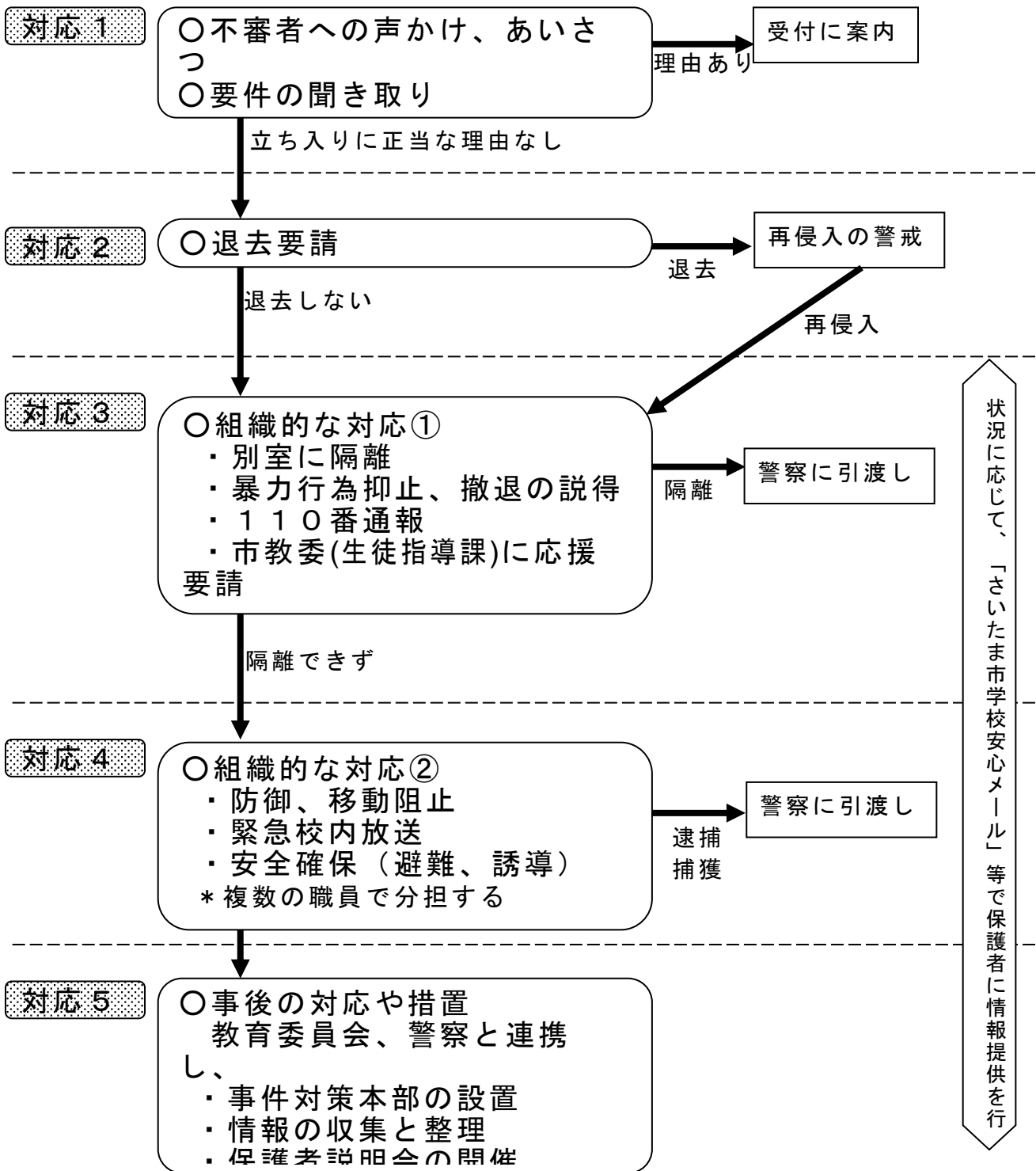


参考 死戦期呼吸（あえぎ呼吸）とけいれんについて

- 突然、心停止となった場合、『死戦期呼吸』と呼ばれるゆっくりとあえぐような呼吸や『けいれん』が認められることがあります。突然、目の前で卒倒し、いつもと様子が違う呼吸やけいれんを認めた場合、『心停止の可能性』を疑い、行動を始めることが重要です。
- 心停止ではない人に、胸骨圧迫を行ったりAEDを使用したりしても、大きな問題は起こりません。
- ※『死戦期呼吸』や『けいれん』の判断ができない場合や、自信がもてない場合は、胸骨圧迫とAEDの使用を開始します。

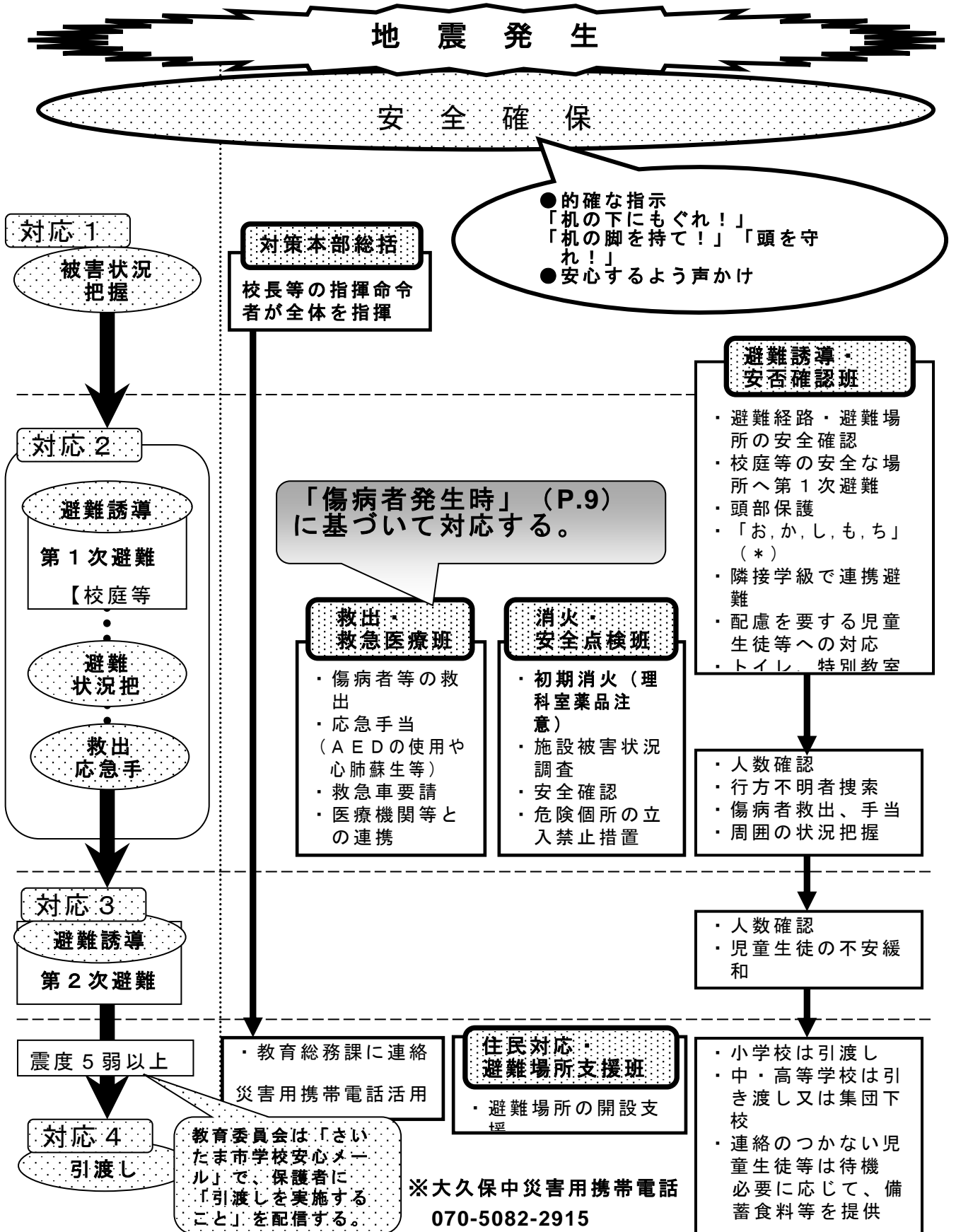
* 心肺蘇生は、救急隊に引き継ぐか、呼びかけへの応答や目的のある仕草等が出現するまで続けます。（AED使用中は、AEDの音声ガイドに従います。）

2 不審者侵入時【学校関係者以外には非公開とする】



不審者侵入により傷病者が発生したときは、「傷病者発生時」(P.9)に基づいて対応する。

3 災害発生時（授業時における大地震の例）
 （「震災時における児童生徒の安全確保等の指針」参照）



* 「お,か,し,も,ち」…おさない、かけない、しゃべらない、もどらない、ちかづかな

<参考>

救急車の要請基準

(総務省消防庁「救急車利用マニュアル」よ

り)

ためらわず救急車を呼んでほしい症状：小児(15歳未満)

こんな症状がみられたら、ためらわずに119番に連絡してください！
重大な病気やけがの可能性がります。

顔

- くちびるの色が紫色で、呼吸が弱い

胸

- 激しい咳やゼーゼーして呼吸が苦しく、顔色が悪い

手足

- 手足が硬直している

頭

- 頭を痛がって、けいれんがある
- 頭を強くぶつけて、出血がとまらない、意識がない、けいれんがある

おなか

- 激しい下痢や嘔吐で水分が取れず食欲がなく意識がはっきりしない
- 激しいおなかの痛みで苦しがり、嘔吐が止まらない
- ウンチに血がまじった

意識の障害

- 意識がない(返事がない)又はおかしい(もうろうとしている)

じんましん

- 虫に刺されて、全身にじんましんが出て、顔色が悪くなった

けいれん

- けいれんが止まらない
- けいれんが止まっても、意識がもどらない

やけど

- 痛みのひどいやけど
- 広範囲のやけど

飲み込み

- 変なものを飲み込んで、意識がない

事故

- 交通事故にあった(強い衝撃を受けた)
- 水におぼれている
- 高所から転落

生まれて3か月未満の乳児

- 乳児の様子がおかしい

◎その他、いつもと違う場合、様子がおかしい場合

ためらわず救急車を呼んでほしい症状：大人

**こんな症状がみられたら、ためらわずに119番に連絡してください！
重大な病気やけがの可能性がります。**



意識の障害

- 意識がない(返事がない) 又はおかしい(もうろうとしている)
- ぐったりしている



けいれん

- けいれんが止まらない
- けいれんが止まっても、意識がもどらない

けが・やけど

- 大量の出血を伴う外傷
- 広範囲のやけど



吐き気

- 冷や汗を伴うような強い吐き気

飲み込み

- 食べ物をのどにつまらせて、呼吸が苦しい
- 変なものを飲み込んで、意識がない



事故

- 交通事故にあった(強い衝撃を受けた)
- 水におぼれている
- 高所から転落

◎その他、いつもと違う場合、様子がおかしい場合

食物アレルギー緊急時対応マニュアル

異変に気がいたら子どもから目を離さない

迷ったらエビベン®を打つ！

助けを呼び、人を集める

ただちに119番通報

下の症状から重症度を判定し、速やかに行動する

- 全身の症状
- ぐったり
 - 意識もうろう
 - 尿や便をもらす
 - 顔が触れにくいまたは不規則
 - 唇や爪が青白い

少なくとも5分ごとに、繰り返し症状を観察
経過・内服・エビベン®使用の時刻を記録

- 呼吸器の症状
- のどや胸が締め付けられる
 - 声がかすれる
 - 犬が吠えるような咳
 - 息がしにくい
 - 持続する強い咳き込み
 - ゼーゼーする呼吸

- 数回の軽い咳



- 消化器の症状
- 持続する強いお腹の痛み（がまんできない痛み）
 - 繰り返し吐き続ける

- 中等度のお腹の痛み
- 1～2回のおう吐
- 1～2回の下痢

- 軽いお腹の痛み（がまんできる痛み）

- 目・口・鼻・顔面の症状

上記の症状が1つでもあてはまる場合

- 顔全体の腫れ
- まぶたの腫れ

- 目のかゆみ、充血
- 口の中の違和感、唇の腫れ
- くしゃみ、鼻水、鼻づまり

- 皮膚の症状

緊急

- 強いかゆみ
- 全身に広がるじんま疹
- 全身が真っ赤

- 軽度のかゆみ
- 数個のじんま疹
- 部分的な赤み

1つでもあてはまる場合

受診

1つでもあてはまる場合

注意

- ①エビベン®を使用
- ②救急車を要請（119番通報）
 - 緊急時連絡先医療機関に連絡
 - 保護者に連絡
- ③その場で安静を保つ(+)
 - 立たせたり、歩かせたりしない
- ④その場で救急隊を待つ
- ⑤可能なら内服薬を飲ませる
 - +安静を保つ体位
 - ◇ぐったり、意識もうろうの場合、仰向けにして足を15～30cm高くする
 - ◇吐き気・嘔吐がある場合、横向きに
 - ◇呼吸が苦しく仰向けになれない場合、上半身を起こし後ろに寄りかからせる

- ①内服薬を飲ませ、エビベン®を準備
- ②速やかに医療機関を受診（救急車の要請も考慮）
- ③急速に進行する場合
 - 「緊急」の対応
- ④座位にして会話をしながら観察すると、急変に対する判断・対応がしやすい

- ①内服薬を飲ませる
- ②「急速に進行する」又は「悪化が予想される」場合
 - 「受診」「緊急」の対応
- ③少なくとも1時間は観察
 - 完全によくなるまで目を離さない

アドレナリン自己注射薬（エピペン® 注射液）の使用手順



- 1 青い安全キャップを上に向けて、片手でしっかりもつ。
- 2 もう片方の手で、青い安全キャップを外す。



- 3 太ももの前外側に垂直になるようにオレンジの先端を強く押し付ける。
- 4 押し付けたまま、数秒待つ。



- 5 緊急の場合は、衣服の上からでも、注射できる。注射後オレンジのニードルカバーが伸びたことを確認する。

「傷病者発生時における判断・行動チャート」



- ◆救急車への同乗（当該児童生徒に最初に対応した教職員が同乗し、事故発生時からの状況を救急隊や医師に報告する。）
- ◆最初に来た応援者が指揮命令者となり、対応にあたる教職員に役割分担を指示する。
- ◆管理職は現場到着した時点で指揮命令者と共に指揮命令にあたる。
- ◆他の児童生徒の混乱や動揺を抑えると共に、噂や憶測により誤った情報が伝わらないよう十分な指導を行う。

Ⅲ 事象別の対応例

学校等は、幼児・児童・生徒が日々、学習をはじめ、部活動、校外学習など諸活動を行う場であることから、あらゆる場面を想定して危機管理マニュアルを作成しておく必要がある。

※他校種の事象例も必ず確認をする。

1 心肺停止①【保健体育科（長距離走）】

12月の寒い日、校庭において、中学1年の生徒Aは、1500m走のゴール後にうずくまるようにして倒れた。近くにいた生徒が気づき、教員（第1発見者）に知らせた。教員はすぐに駆けつけた。生徒Aに、反応はなく、普段どおりの呼吸が見られなかった。

状況把握とその対応

傷病等の状況把握

- ・反応（意識）と普段どおりの呼吸の有無を迅速に確認する。反応（意識）と普段どおりの呼吸が「ない」「わからない」場合は、直ちにAEDを手配し、心肺蘇生を行う。
→ASUKAモデルP.3、P.8参照
- ・倒れこんだ際の頭部外傷にも注意を払う。
- ・事故を目撃した生徒から、状況を聴き取る。

救急車要請、応援要請

- ・その場から救急車の要請（119番通報）を行う。
- ・教職員の応援を依頼する。（職員室等への連絡を指示）

心肺蘇生法・応急手当

- ・AEDの使用を含む心肺蘇生法を行う。救急隊に引き渡すまで心肺蘇生法及び経過観察を継続する。→ASUKAモデルP.3参照
- ・体位、保温について配慮する。

指揮命令者による指示

- ・指揮命令者が、対応に当たる教職員に役割分担を指示する。
→ASUKAモデルP.9～10、ASUKAモデル解説P.16参照
- ・対応について報告させ、状況について把握する。

救急車への同乗

- ・第1発見者（状況を把握している者）が、救急車に同乗し、事故発生時の状況を医師に報告する。
*第1発見者は、傷病者から離れず対応するため、状況を一番よく把握している者となる。やむを得ない事情により、第1発見者が同乗できない場合には、第1発見者と同様に状況を把握している者が同乗する。（他の事例についても、同様に対応する。）

情報の管理

- ・生徒の混乱や動揺を抑えるとともに、噂や憶測により誤った情報が伝わらないよう十分な指導を行う。

保護者への連絡、教育委員会への報告

- 1 担任（不在時は学年主任など他の教職員）から保護者へ事故の発生を連絡する。事故の概要や生徒の状況（いつ、どこで、何をして、どうなった、どのような手当をして、今どうなっているか。）、搬送先病院等を伝える。（事実を正確に伝える。憶測では伝えない。）
→ASUKA モデル P.10～11 参照、ASUKA モデル解説 P.16、P.19 参照
- 2 管理職と担任は、速やかに病院に駆けつけるとともに、保護者に状況を詳しく説明する。
- 3 校長は、電話で事故の概要の第一報を教育委員会に報告する。
(生徒指導課 ☎ 048-829-1668)
- 4 校長は、必要に応じて速やかに、学校医へ連絡する。
- 5 教育委員会と協議のうえ、必要に応じてマスコミへ資料提供をする。

事後措置

- 1 事故の経緯を簡潔かつ正確に記録するとともに、情報を整理して教育委員会へ事故報告を行う。
- 2 外部へ情報を提供する場合、窓口を一本化し、複数の異なる情報が交錯し、混乱することがないように配慮する。
- 3 事故の原因を分析し、事故防止対策や安全点検等を見直し、事故の再発防止に取り組む。
- 4 保護者に、独立行政法人日本スポーツ振興センターの手続きについての説明を行う。
- 5 生徒の心のケアを行う。

【参考】

- 体育活動時等における傷病者発生に適切に対応できるよう、下の資料を活用し、訓練を繰り返し行う。（第1回訓練は、年度当初に行う。）
- ・ 体育活動時等における事故対応テキスト～ASUKAモデル～
- ・ 体育活動時等における事故対応テキスト～ASUKAモデル～解説〔研修用資料付〕
- ・ 体育活動時等における事故対応テキスト～ASUKAモデル～DVD

2 心肺停止②【体育科（水泳）】

6月下旬、生徒Aは、プールサイドで、準備運動、水慣れなどを行った後、50mのタイム測定を行った。スタート後、10m付近のところで突然動かなくなり沈みだした。事故発生に気付いた教員が、プールサイドに引き上げた。生徒Aに、反応はなく、普段どおりの呼吸が見られなかった。

状況把握とその対応

傷病者の引揚、傷病等の状況把握

- ・事故発生に気付いたら、すばやくプールサイドに引き上げる。
- ・反応（意識）と普段どおりの呼吸の有無を迅速に把握する。
- ・反応（意識）と普段どおりの呼吸が「ない」「わからない」場合は、直ちにAEDを手配し、心肺蘇生を行う。→ASUKAモデルP.3、P.8参照
- ・頸椎損傷、頭部外傷にも注意を払う。
- ・事故を目撃した児童から、状況を聴き取る。

救急車要請、応援要請

- ・その場から救急車の要請（119番通報）を行う。
- ・教職員の応援を依頼する。（職員室等への連絡を指示）

心肺蘇生法・応急手当

- ・AEDの使用を含む心肺蘇生法を行う。救急隊に引き渡すまで心肺蘇生法及び経過観察を継続する。→ASUKAモデルP.3参照
- ・体位、保温について配慮する。

指揮命令者による指示

- ・指揮命令者が、対応に当たる教職員の役割分担を指示する。
→ASUKAモデルP.9～10、ASUKAモデル解説P.16参照
- ・対応について報告させ、状況について把握する。

救急車への同乗

- ・第一発見者（状況を把握している者）が、救急車に同乗し、事故発生時の状況を医師に報告する。

情報の管理

- ・児童の混乱や動揺を抑えるとともに、噂や憶測により誤った情報が伝わらないよう十分な指導を行う。

保護者への連絡、教育委員会への報告

- 1 担任（不在時は学年主任など他の教職員）から保護者へ事故の発生を連絡する。事故の概要や生徒の状況（いつ、どこで、何をして、どうなった、どのような手当をして、今どうなっているか。）、搬送先病院等を伝える。（事実を正確に伝える。憶測では伝えない。）
→ASUKA モデル P.10～11 参照、ASUKA モデル解説 P.16、P.19 参照
- 2 管理職と担任は、速やかに病院に駆けつけるとともに、保護者に状況を詳しく説明する。
- 3 校長は、電話で事故の概要の第一報を教育委員会に報告する。
（生徒指導課 ☎ 048-829-1668）
- 4 校長は、必要に応じて速やかに、学校医へ連絡する。
- 5 教育委員会と協議のうえ、必要に応じてマスコミへ資料提供をする。

事後措置

- 1 事故の経緯を簡潔かつ正確に記録するとともに、情報を整理して教育委員会へ事故報告を行う。
- 2 外部へ情報を提供する場合、窓口を一本化し、複数の異なる情報が交錯し、混乱することがないように配慮する。
- 3 事故の原因を分析し、事故防止対策や安全点検等を見直し、事故の再発防止に取り組む。
- 4 保護者に、独立行政法人日本スポーツ振興センターの手続きについての説明を行う。
- 5 生徒の心のケアを行う。

【参考】

- 傷病者の胸が濡れている場合は、タオルや布で、胸を拭いてから電極パッドを貼り付ける。
- 傷病者が濡れた床に倒れている場合でも、電極パッドが水に触れなければAEDは使用できる。

3 頭部打撲【保健体育科（柔道）】

10月、柔道場で、中学校1年の生徒Aは、保健体育科「柔道」で、2人一組となり、大外刈りの練習をしていた。投げられた生徒Aは、受け身を取り損ね、後頭部を畳に強く打ちつけた。生徒Aは、ゆっくりと立ち上がったが、すぐに倒れた。相手方からの連絡で教員が駆けつけた。生徒Aは呼びかけに反応がない。

状況把握とその対応

傷病等の状況把握

- ・反応（意識）と普段どおりの呼吸の有無を迅速に確認する。
反応（意識）と普段どおりの呼吸が「ない」「わからない」場合は、直ちにAEDを手配し、心肺蘇生を行う。→ASUKAモデルP.3、P.8参照
- ・意識の有無、脳しんとう症状の有無、頭痛、吐き気、顔色などを迅速に把握する。
- ・頸椎損傷にも注意を払い、安静を保つ。
- ・関わっていた生徒から、状況を聴き取る。

救急車要請、応援要請

- ・その場から救急車の要請（119番通報）を行う。
- ・教職員の応援を依頼する。（職員室等への連絡を指示）

心肺蘇生法・応急手当

- ・AEDの使用を含む心肺蘇生法を行う。救急隊に引き渡すまで心肺蘇生法及び経過観察を継続する。→ASUKAモデルP.3参照
- ・体位、保温について配慮する。（安静にできる場所で水平に寝かせる）

指揮命令者による指示

- ・指揮命令者が、対応に当たる教職員に役割分担を指示する。
→ASUKAモデルP.9～10、ASUKAモデル解説P.16参照
- ・対応について報告させ、状況について把握する。

救急車への同乗

- ・第1発見者（状況を把握している者）が、救急車に同乗し、事故発生時の状況を医師に報告する。

情報の管理

- ・生徒の混乱や動揺を抑えるとともに、噂や憶測により誤った情報が伝わらないよう十分な指導を行う。

保護者への連絡、教育委員会への報告

- 1 担任又は教科担当者（不在時は学年主任など他の教職員）から保護者へ事故の発生を連絡する。事故の概要や生徒の状況（いつ、どこで、何をして、どうなった、どのような手当をして、今どうなっているか。）、搬送先病院等を伝える。（事実を正確に伝える。憶測では伝えない。） →
ASUKA モデル P.10～11 参照、ASUKA モデル解説 P.16、P.19 参照
- 2 管理職と担任（教科担当者）は、速やかに病院に駆けつけるとともに、保護者に状況を詳しく説明する。
- 3 校長は、電話で事故の概要の第一報を教育委員会に報告する。
（生徒指導課 ☎ 048-829-1668）
- 4 校長は、必要に応じて速やかに、学校医へ連絡する。
- 5 教育委員会と協議のうえ、必要に応じてマスコミへ資料提供をする。

事後措置

- 1 事故の経緯を簡潔かつ正確に記録するとともに、情報を整理して教育委員会へ事故報告を行う。
- 2 外部へ情報を提供する場合、窓口を一本化し、複数の異なる情報が交錯し、混乱することがないように配慮する。
- 3 事故の原因を分析し、事故防止対策や安全点検等を見直し、事故の再発防止に取り組む。
- 4 保護者に、独立行政法人日本スポーツ振興センターの手続きについての説明を行う。
- 5 生徒の心のケアを行う。

【参考】

○いったんは意識がはっきりしたのに、次第に意識が不明瞭となってきたとき

- ・直ちに119番通報する。
- ・安静を保ち、やたらに名前を呼んだり、ゆり動かしたりしない。
- ・意識障害が見られたときは、一次救命処置（心肺蘇生とAED）の手順により手当を行う。

*嘔吐を伴うときは、窒息しないよう、体や顔を横に向けるなど気道確保に万全の注意を払う。

4 骨折【保健体育科（器械運動）】

9月、体育館で、中学校1年の生徒Aが、保健体育科「器械運動」の跳び箱で「かかえ込みとび」の練習をしていた。生徒Aは着地のバランスを崩し、左腕について倒れた。同じグループの生徒から教員が連絡を受け、その場に駆けつけた。生徒Aの左腕骨折が疑われた。

状況把握とその対応

傷病等の状況把握

- ・ 事故発生の状況、負傷した生徒の状況を把握する。
- ・ 必要に応じて、事故を目撃した生徒から、状況を聴き取る。

応援要請

- ・ 負傷した生徒を動かさない方がよいと判断した時は、職員室等と連絡をとり、応援を要請する。

応急手当

- ・ 全身及び患部を安静にし、患部を固定する。
- ・ 骨折と思われる部位が屈曲している場合、無理に戻そうとせず、そのままの状態固定する。

医療機関への搬送

- ・ 希望する病院など保護者の意向を十分聞き取り、傷病者を医療機関へ搬送する。

病院に同行

- ・ 担任又は教科担当者（状況を把握している者）が病院に同行し、医師に事故発生時の状況を報告する。

情報の管理

- ・ 生徒の混乱や動揺を抑えるとともに、噂や憶測により誤った情報が伝わらないよう十分な指導を行う。

保護者への連絡、教育委員会への報告

- 1 担任または教科担当者（不在時は学年主任など他の教職員）から保護者へ事故の発生を連絡する。事故の概要や生徒の状況（いつ、どこで、何をして、どうなった、どのような手当をして、今どうなっているか。）、搬送先病院等を伝える。（事実を正確に伝える。憶測では伝えない。）

→ASUKA モデル P.10～11 参照、ASUKA モデル解説 P.16、P.19 参照

- 2 管理職と担任（教科担当者）は、速やかに病院に駆けつけるとともに、保護者に状況を詳しく説明する。
- 3 校長は、電話で事故の概要の第一報を教育委員会に報告する。

（生徒指導課 ☎ 0 4 8 - 8 2 9 - 1 6 6 8）

- 4 校長は、必要に応じて速やかに、学校医へ連絡する。

事後措置

- 1 事故の経緯を簡潔かつ正確に記録する。
- 2 外部へ情報を提供する場合、窓口を一本化し、複数の異なる情報が交錯し、混乱することがないように配慮する。
- 3 事故の原因を分析し、事故防止対策や安全点検等を見直し、事故の再発防止に取り組む。
- 4 保護者に、独立行政法人日本スポーツ振興センターの手続きについての説明を行う。
- 5 生徒の心のケアを行う。

【参考】

○開放骨折（骨折部が体の表面のきずと直接つながっている。骨が外に出ている。）の手当

- ・出血を止め、きずの手当をしてから固定する。
- ・骨折端を元に戻そうとしない。
- ・患部を締めつけそうな衣類は脱がせるか、きずの部分まで切り広げる。

○捻挫等の手当

- ・損傷直後に R I C E 処置を適切に行う。

* Rest（安静）Ice（冷却）Compression（圧迫）Elevation（挙上）

5 やけど【家庭科（調理実習）】

5月、家庭科室における家庭科の授業で、中学1年の生徒たちは、班別に野菜を茹でる調理実習を行っていた。2班の生徒Bが誤って1班の生徒Aにぶつかり、その弾みで1班の鍋をひっくり返してしまった。近くにいた1班の生徒数名に沸騰した湯がかかった。他の班の指導に当たっていた教員は、生徒の悲鳴で気づき、すぐに駆け寄る。

状況把握とその対応

消火・傷病等の状況把握

- ・ガスコンロを速やかに消火するとともに、全ての作業を中断させ、他の児童の動揺を鎮める。
- ・やけどの程度を確認する。
- ・事故を目撃した児童から、状況を聴き取る。

救急車要請、応援要請

- ・やけどが広範囲にわたる場合や、蒼白、冷汗などのショック症状が続く場合は、その場から救急車の要請（119番通報）を行う。
- ・教職員の応援を依頼する。（職員室等への連絡を指示）

応急手当

- ・指導していた教員は、患部の冷却（衣服の上から流水で冷やす）等の応急手当を講じる。

指揮命令者による指示

- ・指揮命令者が、対応に当たる教職員に役割分担を指示する。
→ASUKAモデルP.9～10、ASUKAモデル解説P.16参照
- ・それぞれの担当者から対応について報告させ、状況について把握する。

病院に同行

- ・指導していた教員（状況を把握している者）が、病院に同行し、医師に事故発生時の状況を報告する。
- ・救急車を要請した場合には、状況を把握している者が同乗する。

情報の管理

- ・児童の混乱や動揺を抑えるとともに、噂や憶測により誤った情報が伝わらないよう十分な指導を行う。

保護者への連絡、教育委員会への報告

1 担任（不在時は学年主任など他の教職員）から保護者へ事故の発生を連絡する。事故の状況や生徒の状況（いつ、どこで、何をして、どうなった、どのような手当をして、今どうなっているか。）、搬送先病院等を伝える。（事実を正確に伝える。憶測では伝えない。）

→ASUKA モデル P.10～11 参照、ASUKA モデル解説 P.16、P.19 参照

2 管理職と担任は、必要に応じて、速やかに病院に駆けつけるとともに、保護者に状況を詳しく説明する。

3 校長は、電話で事故の概要の第一報を教育委員会に報告する。

（生徒指導課 ☎ 048-829-1668）

4 校長は、必要に応じて速やかに、学校医に連絡する。

事後措置

1 事故の経緯を簡潔かつ正確に記録するとともに情報を整理して教育委員会へ事故報告を行う。

2 外部へ情報を提供する場合、窓口を一本化し、複数の異なる情報が交錯し、混乱することがないように配慮する。

3 事故の原因を分析し、事故防止対策や安全点検等を見直し、事故の再発防止に取り組む。

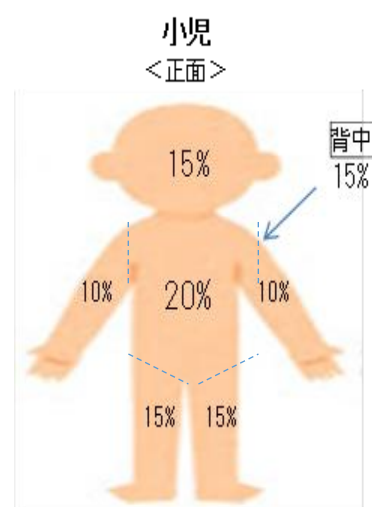
4 保護者に、独立行政法人日本スポーツ振興センターの手続きについて説明を行う。

5 生徒の心のケアを行う。

【参考】

○小児であれば10%（おおまかに傷病者自身の掌10個分）以上、やけどしてしまうと命の危険がある。

○熱傷の範囲が狭いときは、冷たい水や水道水で痛みが取れるまで冷やす。（蛇口から勢いよく出ている水道水などを直接熱傷部には当てず、ボールや洗面器を使用し、患部を水に浸して、水を流し続けて冷却する。または、熱傷部分の少し上にシャワーを当てて冷却する。）



* %は、体の表面積全

6 創傷【理科(ガラス器具を用いた実験)】

5月、中学校2年の生徒Aは、理科室での理科の授業において、水素の性質を確認する実験中に、水素発生装置の近くでマッチを点火した。火は、水素に引火し水素発生装置のガラス器具が破裂した。その結果、飛散したガラス片により、生徒Aをはじめ数名が負傷した。

状況把握とその対応

傷病等の状況把握

- ・けがの程度を確認する。
- ・事故を目撃した生徒から、事情を聴き取る。

救急車要請、応援要請

- ・多量の出血やショック症状がある場合は、その場から救急車の要請（119番通報）を行う。
- ・教職員の応援を依頼する。（職員室等への連絡を指示）

応急手当

- ・負傷した生徒に、止血などの応急手当を行う。大きなガラスが深く刺さった場合は、むやみに抜かないで、受診する。
- ・薬品が皮膚や衣服に付着した場合、担当教員は、速やかに、その薬品に対する適切な希釈措置（洗い流す等）を講ずる。

指揮命令者による指示

- ・指揮命令者が、対応に当たる教職員に役割分担を指示する。
→ASUKAモデルP.9～10、ASUKAモデル解説P.16参照
- ・対応について報告させ、状況について把握する。

病院に同行

- ・指導担当教員（状況を把握している者）が病院に同行し、医師に事故発生時の状況を報告する。

情報の管理

- ・生徒の混乱や動揺を抑えるとともに、噂や憶測により誤った情報が伝わらないよう十分な指導を行う。

保護者への連絡、教育委員会への報告

1 担任（不在時は学年主任など、他の教職員）から保護者へ事故の発生を連絡する。事故の概要や生徒の状況（いつ、どこで、何をして、どうなった、どのような手当をして、今どうなっているか。）、搬送先病院等を伝える。（事実を正確に伝える。憶測では伝えない。）

→ASUKA モデル P.10～11 参照、ASUKA モデル解説 P.16、P.19 参照

2 管理職と担任は、速やかに病院に駆けつけるとともに、保護者に状況を詳しく説明する。

3 校長は、電話で事故の概要の第一報を教育委員会に報告する。

（生徒指導課 ☎ 048-829-1668）

4 校長は、必要に応じて速やかに、学校医へ連絡する。

事後措置

1 事故の経緯を簡潔かつ正確に記録するとともに、情報を整理して教育委員会へ事故報告を行う。

2 外部へ情報を提供する場合、窓口を一本化し、複数の異なる情報が交錯し、混乱することがないように配慮する。

3 事故の原因を分析し、事故防止対策や安全点検等を見直し、事故の再発防止に取り組む。

4 保護者に、独立行政法人日本スポーツ振興センターの手続きについて説明を行う。

5 生徒の心のケアを行う。

【参考】

○止血について

- ・血液を介する感染の予防として、ゴム手袋等をはめ、マスクを着用する。
- ・出血している部位にガーゼやハンカチなどの清潔な布を当て、上から直接圧迫する。
- ・出血している部位を心臓よりも高くする。

7 熱中症【部活動（剣道）】

夏季休業中の暑い日、中学校の武道場で、剣道部2年の生徒Aが、部活動の練習中に意識を失って倒れた。教員は、他の生徒から声をかけられ、すぐに駆け寄る。生徒Aは、応答がにぶく、言動がおかしいなど熱中症の疑いがあった。

状況把握とその対応

傷病等の状況把握

- ・意識の有無、呼吸、顔色などを観察し、傷病者の状況を直ちに把握する。反応（意識）と普段どおりの呼吸が「ない」「わからない」場合は、直ちにAEDを手配し、心肺蘇生を行う。→ASUKAモデルP.3、P.8参照
- ・少しでも意識障害があれば、「重症」と考えて処置をする。意識が無ければ、倒れこんだ際の頭部外傷にも注意を払い、安静を保つ。
- ・事故を目撃した生徒から、聞き取りを行う。

救急車要請、応援要請

- ・その場から、救急車の要請（119番通報）を行う。
- ・教職員の応援を依頼する。（職員室等への連絡を指示）
*休業中や土日等に活動する場合は、職員相互に居場所を確認しておく。

心肺蘇生法・応急手当

- ・救急隊が到着するまでの所要時間に留意し、体を冷やす処置を続ける。
- ・応急手当をするために傷病者を移動する場合は、移動後、傷病者の安静を保つ。その際、体位（顔面蒼白で脈が弱い場合は足を高く）、環境（風通しのよい日陰や冷房が効いている室内）について配慮する。
- ・反応（意識）と普段どおりの呼吸が「ない」「わからない」場合は、直ちにAEDを手配し、心肺蘇生を行う。→ASUKAモデルP.3、P.8参照

指揮命令者による指示

- ・指揮命令者が、対応に当たる教職員に役割分担を指示する。また、記録を取る。→ASUKAモデルP.9～10、ASUKAモデル解説P.16参照
- ・対応について報告させ、状況について把握する。

救急車への同乗

- ・指導担当教員（状況を把握している者）が、救急車に同乗し、事故発生時の状況を医師に報告する。

情報の管理

- ・生徒の混乱や動揺を抑えるとともに、噂や憶測により誤った情報が伝わらないよう十分な指導を行う。

保護者への連絡、教育委員会への報告

- 1 担任または指導担当教員（不在時は学年主任など他の教職員）から保護者へ事故の発生を連絡する。事故の概要や生徒の状況（いつ、どこで、何をして、どうなった、どのような手当をして、今どうなっているか。）、搬送先病院等を伝える。（事実を正確に伝える。憶測では伝えない。）
→ASUKA モデル P.10～11 参照、ASUKA モデル解説 P.16、P.19 参照
- 2 管理職と担任（指導担当教員）は、速やかに病院に駆けつけるとともに、保護者に状況を詳しく説明する。
- 3 校長は、電話で事故の概要の第一報を教育委員会に報告する。
（健康教育課 ☎ 048-829-1678）
- 4 校長は、必要に応じて速やかに、学校医へ連絡する。

事後措置

- 1 事故の経緯を簡潔かつ正確に記録するとともに、情報を整理して教育委員会へ事故報告を行う。
- 2 外部へ情報を提供する場合、窓口を一本化し、複数の異なる情報が交錯し、混乱することがないように配慮する。
- 3 事故の原因をもとに、事故防止対策や安全点検等を見直し、事故の再発防止に取り組む。
- 4 保護者に、独立行政法人日本スポーツ振興センターの手続きについての説明を行う。
- 5 生徒の心のケアを行う。

【参考】

体温の冷却は、できるだけ早く行う必要があり、重症者を救命できるかどうかは、いかに早く体温を下げるができるかにかかっている＊露出させた皮膚に水をかけ、うちわや扇風機で扇ぐ。＊氷嚢などを頸部、腋窩部（わきの下）、鼠径部（大腿の付け根、股関節部）に当てて皮膚の直下を流れる血液を冷やす。

8 蜂刺され【理科（落ち葉拾い）】

8月、校地内において、1年生の生徒が理科の学習で、校地内草花や樹木の観察をしていた。その時、スズメバチに襲われ10名が刺された。そのうち2名は嘔吐したり、息苦しさを訴えたりし、他の8名も強い痛みを訴えた。

状況把握とその対応

救急車要請、応急手当

- ・児童を安全な場所に避難させ、児童の動揺を静める。
- ・負傷した児童の応急手当（針が残っていたら根本から毛抜きで抜くか横に払って落とす。患部周辺を強くつまみ毒を出し、流水で洗う。冷やす。）をする。
- ・その場から救急車の要請（119番通報）を行う。
- ・教職員の応援を依頼する。（学校へ連絡）

校長への連絡

- ・事故発生の連絡を受けた教職員は、事故の発生場所や救急車要請の有無、刺された児童の名前及び症状と既往歴等を確認し、直ちに校長に報告する。

応援職員の派遣、保護者への連絡、他の児童の移動

- ・校長は、状況に応じ教職員を事故現場に急行させる。
- ・速やかに保護者へ連絡する。
→ASUKAモデルP.10、ASUKAモデル解説P.16、P.19参照
- ・刺されていない児童を学校に移動させる。

救急車への同乗

- ・担任（状況を把握している者）が救急車に同乗し、事故発生時の状況を医師に報告する。

情報の管理

- ・児童の混乱や動揺を抑えるとともに、噂や憶測により誤った情報が伝わらないよう十分な指導を行う。

保護者への連絡、教育委員会への報告

- 1 担任（不在時は学年主任など、他の教職員）から保護者へ事故の発生を連絡する。
事故の概要や児童の状況（いつ、どこで、何をして、どうなった、どのような手当をして、今どうなっているか。）、搬送先病院等を伝える。（事実を正確に伝える。憶測では伝えない。）
→ASUKA モデル P.10～11 参照、ASUKA モデル解説 P.16、P.19 参照
- 2 管理職と担任は、速やかに病院に駆けつけるとともに、保護者に状況を詳しく説明する。
- 3 校長は、電話で事故の概要の第一報を教育委員会に報告する。
（生徒指導課 ☎ 0 4 8 - 8 2 9 - 1 6 6 8）
- 4 校長は、必要に応じて速やかに、学校医へ連絡する。
- 5 教育委員会と協議のうえ、必要に応じてマスコミへ資料提供をする。

事後措置

- 1 事故の経緯を簡潔かつ正確に記録するとともに、情報を整理して教育委員会へ事故報告を行う。
- 2 外部へ情報を提供する場合、窓口を一本化し、複数の異なる情報が交錯し、混乱することがないように配慮する。
- 3 事故の原因を分析し、事故防止対策や安全点検等を見直し、事故の再発防止に取り組む。
- 4 保護者に、独立行政法人日本スポーツ振興センターの手続きについての説明を行う。
- 5 生徒の心のケアを行う。

9 交通事故【自然の教室（バス移動）】

2月、2年生は、校長を責任者として2泊3日で自然の教室に出かけた。1日目の午後、バス3台で宿舎にむかって移動中、反対側からきたトラックが雪道でスリップした。それを避けようとした結果、先頭車が、歩道に乗り上げ、壁にぶつかって止まった。車内の生徒は衝撃で前の座席で体を打ったり、割れたガラスの破片でけがをしたりなどで、5名が救急車で病院に運ばれ、うち2名が骨折等で入院した。残り3名は軽傷であった。

状況把握とその対応

応急手当

- ・ 担任をはじめ、同じバスに乗っていた教員は、養護教諭等とともに負傷した児童の応急手当をする。
- ・ 必要に応じて救急車を要請（119番通報）する。
- ・ 他の児童の状況を把握し、落ち着かせる。

責任者としての指示

- ・ 校長は事故の状況を把握するとともに、引率教員の役割分担を決め、当面の対応を指示する。また、記録を取る。
- ・ 校長は担任、養護教諭等に、救急車で病院に運ばれた児童の付き添い、負傷の程度の把握を指示する。また、学年主任に、けがのない児童を宿舎に移動させるよう指示する。
- ・ 宿舎に対策本部を設置し、校長は病院にいる教員と緊密な連絡をとる。必要に応じ校長は病院へ向かう。
- ・ 校長は学校・教育委員会等へ連絡するとともに、窓口を教頭に一本化し、警察、マスコミ関係等の対応をさせる。

他の児童への日程変更の伝達

- ・ 児童を集め、事実を正確に伝え、動揺を抑えるとともに、以後の日程変更について伝える。

保護者への連絡、教育委員会への報告

1 学校では、連絡を受けた教頭を中心に教職員間で情報を共有するとともに、傷病者の保護者に事故の発生を連絡する。事故の概要や児童の状況（いつ、どこで、何をし、どうなった、どのような手当をして、今どうなっているか。）、搬送先病院等を伝える。（事実を正確に伝える。憶測では伝えない。）

→ASUKA モデル P.10～11 参照、ASUKA モデル解説 P.16、P.19 参照

2 教育委員会（生徒指導課 ☎ 048-829-1668）の指導を受け、現地に設置する対策本部と連絡を密にする。

3 緊急運営委員会等を開き、対応策を検討する。その後、職員集会にて、対応策を指示する。

4 旅行取り扱い業者と連携し、入院児童の保護者に、現地へ向かう旨の説明を行う。また、必要に応じて補償等の説明を行う。

5 必要に応じてPTA役員を招集し、事実を説明する。

事後措置

1 校長は、現地で経緯を簡潔かつ正確に記録する。また、教頭は、学校で経緯を簡潔かつ正確に記録し、教職員間の情報を共有させる。

2 事故原因の所在の如何にかかわらず、全教職員が、保護者等に誠意をもって対応する。

3 他学年の児童に事情を正しく説明する。

4 PTAの緊急役員会の開催や家庭通知の配布により、正確な情報を全保護者に提供し、理解を求める。

5 帰校後、校長は保護者に対して改めて事故の概要を説明し、理解を求める。

6 教職員で現地に残された児童の見舞いと付き添いの交代、現地での事後処理にあたる。

7 事故車に同乗していた児童については、後遺症に配慮し、事後の観察指導を十分に行うとともに、必要に応じてスクールカウンセラーや臨床心理士等によるケアを行う。

10 食中毒

5月、朝の健康観察をしたところ、発熱や下痢、嘔吐などの理由により、全校生徒の約10分の1に当たる51名の欠席者がいた。また、登校した生徒の中にも発熱、下痢、腹痛などを訴える者が多かった。学校給食による食中毒の疑いが考えられる。

状況把握とその対応

状況の把握、報告

- ・校長は、欠席者及び体調不良者が平常時より多い状況であれば、食中毒の可能性を疑い、前日の欠席・早退状況と、当日の欠席児童も含めた有症者の数を症状別に把握し、速やかに学校医、教育委員会（健康教育課）に報告する。（学年別、学級別、男女別の一覧表にする。職員に症状があれば、含める。）→さいたま市教育委員会内学校における感染症・食中毒に関する対応マニュアル別紙3・4

情報の収集

- ・学校医や保健所から、地域の感染症・食中毒の情報を得る。
- ・感染症の疑いも視野に入れ、発生前2週間以内の給食の献立を確認する。また、保健所へ提出できるよう保存食の確認もする。
- ・発生前2週間以内の食物を扱った実習、行事等について把握する。

指示に基づく対応

- ・食中毒の疑いがあるときは、教育委員会（健康教育課）、学校医、学校薬剤師、保健所から指示を受ける。→さいたま市教育委員会内学校における感染症・食中毒に関する対応マニュアル別紙5

処置、報告等

- 1 校長は、電話で食中毒の概要を教育委員会に報告する。

（健康教育課 ☎ 048-829-1678）

- 2 学校医・学校薬剤師に報告し、症状のある児童の措置や二次感染の防止について指導を受ける。
- 3 教職員間の情報共有を行った上で、出席している児童の健康状況に応じ、授業や行事の実施等の可否を判断する。また、翌日以降の健康診断、出席停止、臨時休業、消毒、その他事後の計画を立てる。
- 4 学校給食の中止等については保健所の指導、学校医・教育委員会（健康教育課）の助言を総合的に判断し、決定する。
- 5 保健所、教育委員会が行う検査や調査に協力する。
- 6 教職員の役割分担を明確にし、的確な対応を図る。（児童の健康状況の把握、対応の記録、教育委員会等への報告、関係機関への連絡、外部からの問い合わせへの対応など）
- 7 外部へ情報を提供する場合、窓口を一本化し、複数の異なる情報が交錯し、混乱することがないように配慮する。

児童・保護者への連絡等

- 1 児童、保護者に状況を説明し、衛生管理や予防措置について注意を呼びかける。（プライバシー等、人権の侵害のないように配慮する。）
- 2 検査（検便等）や調査についての協力を要請する。
- 3 入院している児童や登校していない生徒については、担任等が速やかに見舞う。また、保護者に改めて状況を説明するとともに状況の確認に努める。

事後措置

- 1 校長は、情報を整理し、食中毒の原因を調査して作成した状況報告書を、教育委員会（健康教育課）へ提出する。
- 2 要点をまとめ整理した上で、教職員へ周知し、事故の再発防止に努める。
- 3 施設設備上の問題点で整備が必要であればその対策を検討し、教育委員会・関係機関等と協議し、改善を図る。
- 4 保護者に、独立行政法人日本スポーツ振興センターの手続きについて説明を行う。
- 5 生徒の心のケアを行う。

1 1 食物アレルギーによるアナフィラキシー

6月、給食指導中に、生徒Aが、全身に強いかゆみがあり、気分が悪く、むかむかした感じであると教員に訴えてきた。話をしている間に、児童Aはぐったりし、意識がもうろうとしてきた。アナフィラキシーが疑われる。

状況把握とその対応

傷病等の状況把握

- ・全身の症状、呼吸器の症状などを迅速に把握する。
→学校給食における食物アレルギー対応の手引き【改訂版】P.29参照

救急車要請、応援要請

- ・その場から救急車の要請（119番通報）を行う。
- ・教職員の応援を依頼する。（職員室等への連絡指示）

応急手当、心肺蘇生法

- ・症状の出た場所で安静にさせる。
- ・ショック体位（足側を15～30cm高くする姿勢）をとらせる。
- ・気道の確保を行う。（頭部後屈あご先挙上法等）
- ・アドレナリン自己注射薬（エピペン®）が処方されている場合は、直ちに使用する。（使用した際は、時間を記録し、使用した旨を救急隊に伝え、使用済の注射器を渡す。）
- ・反応（意識）と普段どおりの呼吸が「ない」「わからない」場合は、直ちにAEDを手配し、心肺蘇生を行う。→ASUKAモデルP.3、P.8参照
- ・移動する場合には、担架等を使用し、体を横にした状態で移動する。

指揮命令者による指示

- ・指揮命令者が、対応に当たる教職員に役割分担を指示する。
→ASUKAモデルP.9～10、ASUKAモデル解説P.16参照
- ・対応について報告させ、状況について把握する。

救急車への同乗

- ・第1発見者（状況を把握している者）が、救急車に同乗し、事故発生時の状況を医師に報告する。

情報の管理

- ・児童の混乱や動揺を抑えるとともに、噂や憶測により誤った情報が伝わらないよう十分な指導を行う。

保護者への連絡等

- 1 担任（不在時は学年主任など他の教職員）から保護者へ事故の発生を連絡する。事故の概要や児童の状況（いつ、どこで、何をして、どうなった、どのような手当をして、今どうなっているか。）、搬送先病院等を伝える。（事実を正確に伝える。憶測では伝えない。）

→ASUKA モデル P.10～11 参照、ASUKA モデル解説 P.16、P.19 参照

- 2 管理職と担任は、速やかに病院に駆けつけ、児童Aを見舞うとともに、保護者に状況を詳しく説明する。
- 3 校長は、電話で事故の概要の第一報を教育委員会に報告する。
(生徒指導課 ☎ 048-829-1668)
- 4 校長は、学校医に連絡し、指導・助言を受ける。

事後措置

- 1 第1発見者（最初に対応した教職員）等関係者から情報を集め、経緯や行った対応等必要な事項を詳細に記録する。
- 2 外部へ情報を提供する場合、窓口を一本化し、複数の異なる情報が交錯し、混乱することがないように配慮する。
- 3 原因、対応等を分析し、体制の見直しや研修を行う等、事故の再発防止策を講じる。
- 4 保護者に独立行政法人日本スポーツ振興センターの手続きについての説明を行う。
- 5 生徒の心のケアを行う。

【参考】

アナフィラキシーは、アレルギー反応により、じんましんなどの皮膚症状、腹痛や嘔吐などの消化器症状、ゼーゼー、呼吸困難などの呼吸器症状が、複数かつ急激に出現した状態である。その中でも血圧が低下して意識の低下や脱力を来すような重篤な状態をアナフィラキシーショックと呼び、直ちに対応しないと死に至る可能性もある。また、アナフィラキシーには、アレルギー反応によらず、運動や医薬品、蜂刺され等によっても起こる場合があることも知られている。

※しばらくして症状が回復しても、数時間後に再度、症状が現れる場合があるので、保護者に迎えに来てもらい、症状を説明し、医療機関での受診を勧める。

1 2 感染症

9月、3年生の生徒Aの家族が、結核を発病していることがわかった。その後、保健所の指示により生徒Aの家族が接触者健康診断を受けた。この結果、生徒Aは肺結核を発病していると診断された。

状況把握とその対応

状況の把握、報告

- ・ 校長は校内の状況を把握し、学校医、教育委員会（健康教育課）、所管する保健所等に連絡し、該当生徒の人権に十分配慮して今後の措置に万全を期する。
- ・ 学年別、学級別、男女別に生徒の健康状態を一覧表にする。
- ・ 教職員の健康状態を一覧表にする。

保健所、教育委員会と連携した対応

- ・ 保健所からの聞き取りに対応する。
- ・ 必要に応じて、適切な時期に保護者説明会を行う。
- ・ 保健所が学校において生徒や教職員を対象とした検査を実施する場合は、円滑に行えるよう協力をする。

情報の管理

- ・ 生徒の混乱や動揺を抑えるとともに、噂や憶測により誤った情報が伝わらないよう十分な指導を行う。

処置、報告等

- 1 学校医・保健所の指導を受け、翌日以降の学校運営上の措置、健康診断、出席停止、その他の事後措置の計画を立てる。
- 2 接触者の特定と名簿の作成に協力する。
- 3 情報の共有化を図り、教職員の役割分担を明確にし、的確な対応を図る。（外部からの問い合わせへの対応、対応の記録、生徒の健康状況の把握及び教育委員会等へ報告等を行う。）
- 4 教育委員会（健康教育課 ☎ 048-829-1678）や保健所には、窓口を一本化し、教頭が責任を持って対応できる体制をとる。
- 5 教育委員会へ、速やかに文書で発生報告をする。

生徒・保護者への連絡等

- 1 適切な時期に、生徒Aと接触した生徒の保護者等を対象に学校医、保健所の関係者等が同席する説明会を開催する。
- 2 保健所が実施する調査や接触者健康診断に協力を要請する。
- 3 保護者からの相談（保健所の紹介など）への対応をする。
- 4 必要に応じて、生徒への説明を実施する。

事後措置

- 1 結核発生の経緯を整理し、対応等についてまとめ、保健指導の充実推進を図り、結核を含めた感染症の予防に努める。
生徒、教職員に2週間以上持続する咳・痰がある場合は、早急に医療機関受診を勧め、受診結果確認する。
- 2 生徒の心のケアを行う。

1 3 不審者侵入【学校関係者以外には非公開とする】

5月の授業時間中、教頭が校庭に目をやると、見知らぬ人物が棒状のものを持ち、辺りをうかがいながら児童の昇降口方面へ歩いていくのを発見した。不審に思った教頭は、校長に概要を伝え、その人物の方へ向かった。

不審者の確認

- 1 発見者は、侵入者と距離をとりながら、声をかけ、来校の目的を尋ねる。
※可能な限り、携帯電話を所持し、他の職員と2人以上で対応する。
- 2 服装や表情、所持品等に注目し、不審者かどうかをチェックする。
- 3 来校の理由がない場合は退去を求め校門まで付き添う。
- 4 再侵入がないか様子を見る。

学校への不審者侵入時の人的被害の防止と対応

- 1 不審者が指示に従わない場合、退去通告を丁寧に粘り強く繰り返すとともに、他教職員の応援を求める。付近の児童の安全を確保するとともに、校長に連絡する。
- 2 受付を無視して立ち入ろうとしたり、退去命令に従わなかったりした場合、並びに、言動も含め暴力行為等に及んだ場合は、校長は警察へ連絡するとともに、「事件・事故対策本部」を設置して、情報を共有した上で、校内の教職員に指示を出す。
- 3 教職員は役割を分担して、全校児童の安全確保をするとともに、不審者の移動阻止のため防犯用具や椅子等を持参し、現場に急行する。不審者を刺激しないよう注意しながら、一室に隔離する。
- 4 校長は、不審者の居場所を把握しながら教育委員会に連絡をする。
(生徒指導課 ☎ 048-829-1668) 場合によっては応援を要請する。
- 5 担任等は不審者を生徒に近づけないようにするとともに、生徒を掌握し、安全を守り、必要な場合は避難させる。

傷病者の対応（「傷病者発生時」（P.9）参照）

- 1 不審者が暴力行為に及んだ場合、指揮命令者が傷病者の有無等を把握する。
- 2 傷病の状況により、その場から救急車を要請する。
- 3 反応（意識）と普段どおりの呼吸が「ない」「わからない」場合は、直ちにAEDを手配し、心肺蘇生を行う。→ASUKAモデル P.3、P.8 参照

事後の対応や措置

- 1 事件に関する情報の収集・整理をし、教育委員会へ連絡を入れる。
（生徒指導課 ☎ 048-829-1668）
- 2 全教職員で情報を共有するとともに、学校の対応を近隣の学校や関係機関・団体等に連絡する。
- 3 当日のうちに文書で保護者に概要と今後の対応を説明する。必要に応じて、保護者等への説明会を開催する。
- 4 事件の記録と報告書を作成し、教育委員会（生徒指導課）へ提出する。
- 5 外部へ情報を提供する場合、窓口を教頭に一本化し、複数の異なる情報が交錯し、混乱することがないように配慮する。

教育再開の準備及び事件・事故の再発防止対策の実施

- 1 事件・事故の発生状況や対応の経過等を把握する。
- 2 これまでの取組や対策等を見直し、問題点を整理する。
- 3 事件・事故の再発防止に向けた対策を講じ、教育を再開する。

事件に遭遇した児童、その保護者、教職員等への「心のケア」の対応

- 1 専門機関との相談・連携等により児童や教職員等の心のケアを行う。
- 2 心の被害を受けた生徒の保護者にも相談の場を設け、関係機関と相談しながら対応する。

1 4 大地震 避難場所：校庭

3月の授業時間中、緊急地震速報の警告音の後、さいたま市域が震度6強の激しい揺れに襲われた。校舎内の窓ガラスが割れたり、テレビや蛍光灯等が落下したりした。児童生徒等は机の下に隠れ身を守っていたので、けがはほとんどなかったが、恐怖のあまり一時、パニック状態になった。

初期対応

- 1 緊急地震速報が放送された時は、揺れが到達するまでの間に、児童生徒等に対して危険な場所から離れ、身の安全を守るよう指示するとともに、自身も身の安全を確保する。また、突然揺れに襲われた時も、可能な対応行動をとらせる。
- 2 普通教室で授業中の場合は、生徒を机の下に潜らせ、机の脚をしっかりと持たせる。
- 3 身を隠すところがない場合は、座布団や手近にあるカバン・本などで頭部を覆い、できるだけ低い姿勢をとらせるなど、場所や状況に応じた行動をとらせる。
- 4 ドアや窓を開け、脱出口を1か所以上確保する。
- 5 火気使用中の場合は、身の安全を確保した上で、火災発生の防止に努める。揺れがおさまったら、ガスの元栓を閉め、電気器具等のコンセントを抜く。
- 6 恐怖と不安で児童生徒等がパニック状態になっている場合、教職員は、児童生徒等が落ち着いて行動できるよう具体的な指示をする。
- 7 管理職は、防災行政無線、ラジオ、テレビ等から情報収集を行うとともに、校舎内外の被害状況の確認を指示する。

→震災時における児童生徒の安全確保等の指針 P.6 参照

避難する時

- 1 避難経路、避難場所の安全を確認した後、校内放送、ハンドマイク等で全校に避難を指示する。
- 2 火災が発生した場合、出火場所を周知し、迂回するよう指示する。

3 各教職員は、児童生徒等に対して、適切な避難経路を指示した上で先導する。隣の学級と連携して、先頭や最後尾に教職員がつくように工夫する。

※配慮を要する生徒への対応をしっかりと行う。

4 傷病者の有無を確認し、必要に応じて心肺蘇生法を含む応急手当を行う。（「傷病者発生時」（P.9）参照）

5 頭部を保護させ、上履きのまま、避難場所（校庭）へ誘導する。

「お,か,し,も,ち」（*）の約束を徹底する。

6 煙が発生している場合は、ハンカチなどで鼻・口を覆わせ、避難する。

7 管理職は、避難場所に集合後、人員確認し、必要に応じて行方不明者の搜索、傷病者の救出を指示する。（出席簿、引き渡し名簿など必要なものを携行する。）

→震災時における児童生徒の安全確保等の指針 P.6 参照

行政機関への報告

1 校長は、人的・物的被害状況を把握し、教育委員会に報告する。

（教育総務課 ☎ 048-829-1623）

※状況に応じて、災害用携帯電話等を使用する。

2 校長は、必要があると判断したら、消防等の関係機関、さいたま市災害対策本部へ救助要請等を行う。

* 「お,か,し,も,ち」…おさない、かけない、しゃべらない、もどらない、ちがつかない

下校

1 教育委員会は、「さいたま市学校安心メール」で、保護者に「引渡しを実施すること」を配信する。

2 さいたま市域内のどこか1箇所でも「震度5弱以上」の地震の際、市立小・中・高等・特別支援学校・幼稚園ともに、保護者等への引渡しを行う。ただし、中学校、高

等学校では、保護者から事前に、引渡しにするか、集団下校させるかの希望を聞いて対応する。→震災時における児童生徒の安全確保等の指針 P.7 参照

- 3 生徒を集団下校させる場合には、余震を考慮するとともに、事前に通学路を点検したり、地域の情報を収集したりするなどした上で、適切な時期に行う。その際、下校時の注意事項について十分な指導を行い、安全確保の徹底を図る。なお、通学路の安全が確認できるまで、学校に生徒を留まらせる。

→震災時における児童生徒の安全確保等の指針 P.7 参照

心のケア

- 1 精神的ショックを受けている児童生徒等に留意し、勇気づけるとともに安心させる。
- 2 心のケアを必要とする児童生徒等に対しては、保護者並びに養護教諭等と十分に連携を図り対応する。また、PTSD（心的外傷後ストレス障害）になることも考えられるので、継続的な心のケアを行う。

避難所の開設

- 1 さいたま市災害対策本部から避難所開設の連絡があったときは、避難所が円滑に運営されるよう、校長は施設管理者として必要な対応を行う。

授業再開に向けた対応

- 1 教育委員会各課と連携して、授業再開に向けた対応を行う。

安全指導、安全教育

- 1 学校における防災教育は安全教育の一環として継続的に実施する。そのために、指導計画を作成し、各教科、特別活動等、学校教育活動全般を通じて体系的・計画的に行う。→学校における防災教育参照
- 2 教職員の防災教育に関する指導力や危機管理能力を高め、心肺蘇生法を含む応急手当の技能を向上するための校内研修等を実施する。

3 防災訓練については、様々な状況を想定した訓練を計画的に実施するとともに、消防等関係機関の協力を得ながら、PTAと連携した訓練の実施に努める。

→震災時における児童生徒の安全確保等の指針 P.5 参照

→学校における防災教育参照

4 緊急地震速報のしくみ、放送される基準、放送される内容、放送された場合にとるべき行動等について、児童生徒等及び教職員に周知徹底するとともに、訓練などの機会を通じて落ち着いて身を守る行動がとれるようにしておく。

→震災時における児童生徒の安全確保等の指針 P.5 参照

→学校における防災教育参照

安全管理

1 日頃から、安全点検の実施計画を作成し、施設設備の定期点検を実施するとともに、必要に応じて日常点検、臨時点検を行う。

2 職員室・保健室・事務室等においては、緊急時に対応できるよう必要な物品の保管場所を定め、分散して常備するとともに定期的に点検、補充を行う。

3 学校においては、学区内を中心に「学校防災安全マップ」を作成し、防災教育において活用する。

→震災時における児童生徒の安全確保等の指針 P.5 参照

1 5 集中豪雨 避難場所：校舎3階以上

7月の授業時間中、朝から降っていた雨が、午後3時過ぎに、突然、激しさを増した。周囲を確認したところ、道路上に水があふれ始めているのを認めた。みるみるうちに学校の周囲は冠水し、水の深さは膝下程度になった。雨は一層激しさを増し、水位はさらに高くなっていった。

初期対応

- 1 テレビ、ラジオ、インターネット等で、気象情報や河川情報、公共交通機関の状況、避難勧告の発令を確認する。
- 2 学校周辺の冠水状況を常時監視する。
- 3 校舎内への浸水の可能性がある場合は、速やかに児童を事前に決めておいた高所、高台に避難させる。
- 4 可能であれば、重要な書類、機器、図書、教材、薬品等の危険物などを安全な場所に移動する。
- 5 消防署、教育委員会と連携し、今後の対応策を考える。

避難する時

- 1 教職員は生徒に対して、適切な避難経路を指示した上で先導する。隣のクラスと連携して、先頭や最後尾に教職員がつくなど工夫する。
- 2 できるだけ早く事前に決められた高所、高台へ避難する。※校舎3階以上
- 3 学校外へ避難する際は、水面下の排水溝や側溝などに気を付ける。
- 4 風が強い場合は飛来物にも注意する。
- 5 避難場所に集合後、人員確認をする。

(出席簿、引き渡しカードなど必要なものを携行する。)

行政機関への報告

- 1 校長は、人的・物的被害状況を把握し、教育委員会に報告する。

(教育総務課 ☎ 048-829-1623)
状況により、消防署、さいたま市災害対策本部、教育委員会等へ救助要請等を行う。

下校

- 1 生徒を下校させる場合には、風雨の状況を把握するとともに、事前に通学路を点検したり、地域の情報を収集したりするなどし、適切な時期に行う。その際、下校時の注意事項について十分な指導を行い、安全確保の徹底を図る。なお、通学路の安全が確認できるまで、学校に児童を留ませる。
- 2 状況により、保護者への引き渡しを行う。
- 3 学校への留め置き、下校時刻の変更、保護者への引き渡しなどをする場合は、「さいたま市学校安心メール」等を利用して速やかに保護者に連絡をする。

心のケア

- 1 精神的ショックを受けている児童に留意し、勇気付けるとともに安心させる。
- 2 心のケアを必要とする生徒に対しては、保護者及び養護教諭等と十分に連携を図り対応する。また、PTSD（心的外傷後ストレス障害）になることも考えられるので、継続的な心のケアを行う。

授業再開に向けた対応

- 1 教育委員会各課と連携して、授業再開に向けた対応を行う。

16 竜巻・落雷

落雷・竜巻対応のポイント

○気象庁により段階的に発表される気象に関する情報等を活用した状況（発達した積乱近）把握

○上空と周囲の様子の観察（落雷・竜巻接近）

○ナウキャスト等による状況（落雷・竜巻発生の可能性）把握

※落雷は積乱雲の位置により場所を選ばず発生するが、短時間で弱まる場合が多いため、気象に関する情報等の事前確認及び上空の観察（積乱雲の状況）が必要である。

※竜巻は局地的な現象のため、上空及び周囲の観察に基づいた主体的な対応が求められる。

1 場面別対応例

事例1（児童生徒在校時）

9月の朝、テレビの天気予報で気象に関する情報を確認したところ、「竜巻などの激しい突風に注意」と報道されていたため、Webサイトで雷や落雷等の情報の収集に努めながら、上空の様子についても、継続して観察していた。Webサイトでは、積乱雲が近づいてくる様子がうかがわれていた。やがて空が暗くなり冷たい風も吹きはじめなど、発達した積乱雲接近の兆しを感じられるようになり、児童生徒が下校する直前、遠くで雷鳴が聞こえたり、雷光が見えたりしてきた。

○雷鳴・雷光の確認時

1 緊急校内放送により、校庭にいる生徒に校舎内への避難を指示する。状況によっては、教室への避難を指示するとともに、竜巻に対する避難行動を指示する場合もあることを補足する。

- ・教職員は、発達した積乱雲が接近する兆し（真っ黒い雲、急な冷たい風、雷光、雷鳴など）がある場合には、躊躇せずに活動を変更・中断・中止等し、上空の様子を見続けることなく、直ちに校舎内に避難させる。

【生徒の対応例】

- ・外の様子を見に行くなど、むやみに外に出ることなく、校舎内で待機する。

2 上空や周囲の様子（激しい突風、飛散物、ろうと状の雲などの竜巻発生の兆候）を観察するとともに、学校掲示板、Webサイト、テレビ、ラジオ等で、降水・雷・竜巻などの気象に関する情報を継続して収集する。

○竜巻発生の兆候（突風、飛散物、ろうと状の雲など）または竜巻発生の確認時

→さいたま市立学校児童生徒事故等危機管理対応マニュアル作成指針【落雷・竜巻】、学校における防災教育【竜巻】P.17～21参照

1 緊急校内放送により、竜巻に対する避難行動を指示する。

（1）教室にいる児童生徒へ指示をする。

- ・教職員は、窓に鍵を掛け、カーテンを閉めて、生徒にシェルターをつくらせ、入るように指示する。

【児童生徒の対応例】

- ・外の様子を見続けることなく、直ちに机と椅子を移動し、教室内に簡易避難場所（シェルター）をつくる。→さいたま市立学校児童生徒事故等危機管理対応マニュアル作成指針【落雷・竜巻】、学校における防災教育【竜巻】P.21 参照
- ・防災頭巾や補助バック等で頭と首を守り、ランドセルやカバン等で背中を守る。
- ・シェルターの中に入り、両手が使える場合には、両手でしっかりと机の脚をつかむ。

(2) 体育館にいる生徒へ指示をする。

【生徒の対応例】

- ・速やかに教室に避難し、シェルターをつくって中に入る。

※既に竜巻が間近に迫っている場合、素早く机の下に入り、両腕で頭と首を抱えさせる。

※可能ならば、近隣の学校に電話で情報提供をするとともに、教育委員会へ報告する。

○落雷・竜巻通過後（安全が確認されたら）

- 1 校内放送により、避難解除を指示する。
- 2 教職員は人員確認、健康観察、施設設備の被害確認をし、管理職へ報告する。
- 3 傷病者発生の場合、危機管理対応マニュアルに基づき、速やかに応急手当等を行う。
- 4 通学路の安全確認（倒木、切れた電線の有無等）を行い、下校時刻及び下校方法（一斉下校、保護者への引渡しなど）を決定する。
- 5 下校時刻や下校方法について、「さいたま市学校安心メール」等を利用して、速やかに保護者や防犯ボランティアなどに連絡し、協力を依頼する。
- 6 被害等についての報告
 - (1) 校長は、人的・物的被害状況を把握し、必要に応じて、教育委員会に報告する。
(教育総務課 048-829-1623)
 - (2) 施設設備等の被害状況により、翌日の登校を遅らせたり、臨時休業にしたりする場合には、「さいたま市学校安心メール」等を利用して速やかに保護者や防犯ボランティアなどに連絡をするとともに、臨時休業をした場合には、教育委員会に報告する。（教育課程指導課 ☎048-829-1660）
- 7 その他
 - (1) 重大な被害が発生した場合には、教育委員会各課と連携して、授業再開に向けた対応を行う。

<気象に関する情報等を収集できるWebサイト>

※天気の急変に備えるためのキーワード：「雷を伴う」、「大気の状態が不安定」、「竜巻などの激しい突風」など

- (1) 熊谷地方気象台ホームページ【気象庁】 <http://www.jma-net.go.jp/kumagaya/>
- (2) 天気予報【気象庁】
<http://www.jma.go.jp/jp/yoho/317.html>
- (3) 気象警報・注意報の発表状況【気象庁】
<http://www.jma.go.jp/jp/warn/317.html>
- (4) 竜巻注意情報の発表状況【気象庁】
<http://www.jma.go.jp/jp/tatsumaki/index.html>
- (5) 雷と突風及び降ひょうに関する埼玉県気象情報【気象庁】
http://www.jma.go.jp/jp/kishojoho/317_index.html
- (6) レーダー・ナウキャスト(降水・雷・竜巻)：関東地方【気象庁】
<http://www.jma.go.jp/jp/radnowc/index.html?areaCode=206>
- (7) XバンドMPレーダ雨量情報（PC版／携帯電話用アプリ有り）【国土交通省】
<http://www.river.go.jp/xbandradar/>
- (8) 雷雲＋落雷情報（6分毎に更新される）【東京電力】
<http://thunder.tepco.co.jp/cgi-bin/main.cgi?area=2&type=4&zoom=4>
- (9) 防災情報メール（登録すると携帯電話等に、以下の防災に関する情報メールが配信される。）【埼玉県】気象警報注意報、地震情報、避難情報、危機管理情報、避難所開設情報
<http://www.pref.saitama.lg.jp/page/903-20091202-28.html>

事例 2 (登校時)

9月の朝、テレビの天気予報で気象に関する情報を確認したところ、「竜巻などの激しい突風に注意」と報道されていたため、Webサイトで雷や落雷等の情報の収集に努めながら、上空の様子についても、継続して観察していた。Webサイトでは、積乱雲が近づいてくる様子がかがわれていた。やがて空が暗くなり冷たい風も吹きはじめると、発達した積乱雲接近の兆しも感じられるようになり、児童生徒が登校を始めてしばらくすると、遠くで雷鳴が聞こえたり、雷光が見えたりしてきた。

○雷鳴・雷光の確認時

1 「さいたま市学校安心メール」により、登校時刻の変更及び登校中の児童生徒の保護等の対応について、保護者や防犯ボランティア、子どもひなん所110番の家等に連絡や要請をする。

- ・教職員は、学校付近まで登校して児童生徒を避難誘導するとともに、可能な限り地域の状況を把握し、管理職に報告する

【登校途中で屋外にいる児童生徒の対応例】

- ・近くの丈夫な建物や子どもひなん所110番の家など安全な場所に、直ちに避難する。
- ・保護者や防犯ボランティアなどの指示に従って避難する。
- ・安全な場所に避難したら、外の様子を見に行くなど、むやみに外に出ることなく待機する。

2 緊急校内放送により、校舎内への避難を指示する。状況によっては、教室への避難を指示するとともに、竜巻に対する避難行動を指示する場合もあることを補足する。

- ・教職員は、担任をしている学級の生徒を教室内で待機させる。

【児童生徒の対応例】

- ・外の様子を見に行くなど、むやみに外に出ることなく、校舎内で待機する。

○竜巻発生の兆候（突風、飛散物、ろうと状の雲など）または竜巻発生の確認時

1 校舎内にいる生徒に対して、放送により竜巻に対する避難行動を指示する。

- ・教職員は、窓に鍵を掛け、カーテンを閉めて、児童生徒にシェルターをつくらせ、入るように指示する。

※既に竜巻が間近に迫っている場合、素早く机の下に入り、両腕で頭と首を抱えさせる。

※可能ならば、近隣の学校に電話で情報提供をするとともに、教育委員会へ報告する。

【登校途中で屋外にいる生徒の対応例】

- ・近くの丈夫な建物の中など安全な場所に直ちに避難し、身を小さくして、両腕で

頭と首を抱えて守る。

- ・近くに安全な場所がない場合には、飛散物から身を守ることができるような物に身を隠し、身を小さくして、両腕で頭と首を抱えて守る。

○落雷・竜巻通過後（安全が確認できたら）

- 1 校内放送により、避難解除を指示する。
- 2 教職員は、生徒の安否確認を行う。
- 3 傷病者発生の場合、危機管理対応マニュアルに基づき、速やかに応急手当等を行う。
- 4 通学路の安全確認（倒木、切れた電線等の有無など）を行い、登校時刻及び登校方法（保護者付き添いなど）を決定する。
- 5 「さいたま市学校安心メール」で登校等の予定について連絡する。

事例 3 （下校時）

9月の昼前、テレビの天気予報で気象に関する情報を確認したところ、「竜巻などの激しい突風に注意」と報道されていた。昼ごろまで、Webサイトで雷や落雷等の情報の収集に努めながら、上空の様子についても、継続して観察していたが、児童生徒が下校を始めてしばらくしてから、空が暗くなり冷たい風も吹きはじめるなど、発達した積乱雲接近の兆しも感じられるようになり、遠くで雷鳴が聞こえたり、雷光が見えたりしてきた。

○雷鳴・雷光の確認時

- 1 「さいたま市学校安心メール」により、下校時刻の変更及び下校中の児童生徒の保護等の対応について、保護者や防犯ボランティア、子どもひなん所110番の家等に連絡や要請をする。

- ・教職員は、学校付近で下校中の生徒を避難誘導するとともに、可能な限り、地域の状況を把握し、管理職に報告する。

【下校途中で、屋外にいる生徒の対応例】

- ・近くの丈夫な建物や子どもひなん所110番の家など安全な場所に、直ちに避難する。
- ・保護者や防犯ボランティアなどの指示に従って避難する。
- ・安全な場所に避難したら、外の様子を見に行くなど、むやみに外に出ることなく待機する。

- 2 緊急校内放送により、校舎内への避難を指示する。状況によっては、教室内への避難を指示するとともに、竜巻に対する避難行動を指示する場合もあることを補足する。

- ・教職員は、担任している学級の生徒を教室内で待機させる。

【児童生徒の対応例】

- ・外の様子を見に行くなど、むやみに外に出ることなく、校舎内で待機する。

○竜巻発生の際（突風、飛散物、ろうと状の雲など）または竜巻発生の確認時

- 1 校舎内にいる生徒に対して、放送により竜巻に対する避難行動を指示する。

- ・教職員は、窓に鍵を掛け、カーテンを閉めて、生徒にシェルターをつくらせ、入るように指示する。

※既に竜巻が間近に迫っている場合、素早く机の下に入り、両腕で頭と首を抱えさせる。

※可能ならば、近隣の学校に電話で情報提供をするとともに、教育委員会へ報告する。

【下校途中で屋外にいる生徒の対応例】

- ・近くの丈夫な建物の中など安全な場所に直ちに避難し、身を小さくして、両腕で頭と首を抱えて守る。
- ・近くに安全な場所がない場合には、飛散物から身を守ることができるような物陰に身を隠し、身を小さくして、両腕で頭と首を抱えて守る。

○落雷・竜巻通過後（安全が確認できたら）

- 1 校内放送により、避難解除を指示する。
- 2 教職員は、生徒の安否確認を行う。
- 3 傷病者発生の場合、危機管理対応マニュアルに基づき、速やかに応急手当等を行う。
- 4 通学路の安全確認（倒木、切れた電線等の有無など）を行い、下校時刻及び下校方法（一斉下校、保護者への引渡しなど）を決定する。
- 5 下校時刻や下校方法等の緊急対応について、「さいたま市学校安心メール」等を利用して速やかに保護者や防犯ボランティアなどに連絡し、協力を依頼する。

事例 4 （校外学習時）

修学旅行2日目の朝、テレビで気象に関する情報を確認したところ、「竜巻などの激しい突風に注意」と報道されていたため、引き続き、雷や落雷等の情報の収集に努めながら、上空の様子についても、継続して観察していた。気象に関する情報では、積乱雲が近づいてくる様子がうかがわれた。施設を班別で見学中、空が暗くなり、冷たい風が吹き始め、次第に雷鳴が聞こえたり、雷光が見えたりしてきた。

※ 下見の際には、緊急時の避難場所や誘導経路を必ず確認しておく。

○雷鳴・雷光の確認時

- 1 施設外にいる場合には、躊躇せずに活動を変更・中断・中止等し、上空の様子を見続けることなく、直ちに丈夫な建物の中に避難するよう指示する。

- ・発達した積乱雲が接近する兆し（真っ黒い雲、急な冷たい風、雷光、雷鳴など）がある場合には、引率の教職員が連携（本部にいる教職員から、巡回している教職員や各チェックポイントにいる教職員への連絡）し、周辺にいる生徒を、上空の様子を見続けさせることなく、直ちに屋内に避難させ、避難状況を引率責任者に報告する。

【生徒の対応例】

- ・近くの丈夫な建物の中など安全な場所に直ちに避難する。
- ・近くにいる教職員の指示に従って避難する。
- ・丈夫な建物の中など安全な場所で待機する。
- ・外の様子を見に行くなど、むやみに外に出ることなく、その場で待機する。

- 2 施設内にいる場合には、危険が過ぎ去るまでその場で待機するように指示する。

【生徒の対応例】

- ・外の様子を見に行くなど、むやみに外に出ることなく、施設内で待機する。

○竜巻発生の兆候（突風、飛散物、ろうと状の雲など）または竜巻発生の確認時

- 1 施設内にいる生徒に、竜巻に対する避難行動を指示する。

【児童生徒の対応例】

- ・窓の無い部屋等へ移動する。
- ・窓に鍵を掛け、カーテンを閉め、窓から離れる。
- ・部屋の隅やドア、外壁から離れ、部屋の中央に移動する。
- ・地下室か最下階に移動する。
- ・丈夫な机の下に入り、帽子や上着、座布団等で頭と首を守る。

【施設外にいる生徒の対応例】

- ・近くの丈夫な建物の中など安全な場所に直ちに避難し、身を小さくして、両腕で頭と首を守る。
- ・近くに安全な場所がない場合には、飛散物から身を守ることができるような物陰に身を隠し、身を小さくして、両腕で頭と首を守る。

○落雷・竜巻通過後（安全が確認できたら）

- 1 生徒の安否を確認し、管理職に報告する。
- 2 傷病者発生の場合、危機管理対応マニュアルに基づき、速やかに応急手当等を行う。
- 3 担当旅行業者等と連携を図り、交通機関と交通経路の状況について情報を収集する。
- 4 帰校日時や手段、方法を決定し、生徒の状況と併せて、「さいたま市学校安心メール」等を利用して速やかに保護者に連絡する。
- 5 校長は生徒の状況や学校の対応について、教育委員会に報告する。

（教育総務課 ☎ 048-829-1623）

2 竜巻被害防止に関する指導

竜巻に関する正しい知識と適切な行動について理解し、竜巻発生時、主体的に身を守ることができる児童生徒を育てるために、以下について、機会を捉え繰り返し指導する。

竜巻発生の兆し（急に暗くなる、冷たい風を感じる、飛来物が舞い上がる、雷鳴が聞こえる、ゴーというジェット機のようなごう音が聞こえる、大粒の雨やひょうが降ってくる、アーチ状・ろうと状の雲が確認できるなど）または竜巻発生を確認したときは、躊躇せず、竜巻を見続けることなく、直ちに避難行動をとる。

【屋外にいる場合】

- 近くの丈夫な建物に避難する。
- 近くに丈夫な建物がなければ、飛散物から身を守ることができるような物陰（水路、くぼみ、丈夫な構造物の間など）に身を隠し、身を小さくして、両腕で頭と首を守る。
- 倒れてくる恐れがあるため、電柱や樹木等には近寄らない。

【屋内にいる場合】

- 地下室や最下階、窓の無い部屋等へ避難する。
- 窓とカーテンを閉め、窓から離れる。
- 丈夫な机等の下に入り、身を小さくして、帽子や上着、座布団等で頭と首を守る。

<授業で活用できるWebサイト等>

<学習教材>

- (1) 防災啓発リーフレット及びDVD（急な大雨・雷・竜巻から身を守ろう！）
【気象庁・熊谷地方気象台より配付】
- (2) 「中学生向けの危機管理・防災に関する教材」【埼玉県危機管理防災部危機管理課より配付】

<学習教材Webサイト>

- (1) 防災啓発ビデオ（急な大雨・雷・竜巻から身を守ろう！）【気象庁】
http://www.jma.go.jp/jma/kishou/books/cb_saigai_dvd/index.html
- (2) 急な大雨・雷・竜巻から身を守ろう！（リーフレット）【気象庁】
<http://www.jma.go.jp/jma/kishou/books/ooame-kaminari-tatsumaki/index.html>

<指導用資料Webサイト>

- (1) 発達した積乱雲による災害・事故から児童生徒を守るために（冊子）【気象庁】
http://www.jma.go.jp/jma/kishou/books/cb_saigai_dvd/siryo/guide.pdf
- (2) 局地的な大雨から身を守るために（リーフレット）【気象庁】
http://www.jma.go.jp/jma/kishou/books/kyokuchiame/kyokuchiame_leaflet.pdf

- (3) 竜巻から身を守る～竜巻注意情報～（リーフレット）【気象庁】
<http://www.jma.go.jp/jma/kishou/books/tatumaki/tatsumaki2009.pdf>
- (4) 竜巻などの激しい突風に関する気象情報の利活用について（冊子）【気象庁】
<http://www.jma.go.jp/jma/kishou/know/toppuu/toppuuinfo-rikatsuyou.pdf>
- (5) 竜巻・雷・強い雨－ナウキャストの利用と防災－（リーフレット）
<http://www.jma.go.jp/jma/kishou/books/nowcast3/nowcast3.pdf>
- (6) 局地的大雨等に関する児童生徒への注意喚起（熊谷地方気象台HP）
<http://www.jma-net.go.jp/kumagaya/education/pdf/cyuikanki2013.pdf>

3 日常の備え

- (1) 竜巻も含めた防災教育の指導計画を作成し、各教科、特別活動等、学校教育活動全般を通じて計画的、継続的に指導する。
- (2) 傷病者発生時に迅速な対応ができるよう、教職員の心肺蘇生法を含む応急手当の技能の向上を図るとともに、傷病者発生から医療機関へ引き継ぐまでの訓練を実施する。（A S U K Aモデルを活用した実践、担任が負傷した場合における児童生徒への指示・誘導についての役割の明確化）
- (3) 日頃から、安全点検の実施計画を作成し、施設設備の定期点検を実施するとともに、必要に応じて日常点検、臨時点検を行う。
- (4) 緊急時に対応できるようA E Dなどの必要な物品の保管場所を定め常備するとともに、定期的に点検、補充を行う。
- (5) 保護者や防犯ボランティア等と連携し、地域の避難所や通学経路の避難場所の確認を行う。
- (6) 生徒等の心のケアについて、A S D（急性ストレス障害）やP T S D（心的外傷後ストレス障害）対応を想定し、養護教諭、スクールカウンセラー等と連携を図った対応ができるように、校内研修を実施する。

<教職員の研修で活用できるWebサイト等>

<防災教育推進のための参考資料>

- (1) 「生きる力」をはぐくむ学校での安全教育【文部科学省】
- (2) 「生きる力」を育む防災教育の展開【文部科学省】

<心のケアのための参考資料>

- (1) 子どもの心のケアのために－災害や事件・事故発生時を中心に－【文部科学省】
http://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/hoken/1297484.htm

<気象現象に関する参考資料>

- (1) 竜巻に対する学校の安全のために【文部科学省】
http://www.mext.go.jp/a_menu/shisetu/bousai/1342809.htm
- (2) 天気の急変から身を守るために【気象庁】
http://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/tenki_chuui/tenki_chuui_p1.html
- (3) 雷から身を守るには【気象庁】
<http://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/toppuu/thunder4-3.html>
- (4) 竜巻から身を守るには【気象庁】
<http://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/toppuu/tornado4-3.html>
- (5) 「局地的な大雨から身を守る」教育機関支援ページ【熊谷地方気象台】
<http://www.jma-net.go.jp/kumagaya/education/index.html>
- (6) 雷検知数の季節的特徴（雷について）【気象庁】
<http://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/toppuu/thunder1-3.html>
- (7) 季節別・時刻別発生数（竜巻について）【気象庁】
<http://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/toppuu/tornado1-3.html>
- (8) 台風18号に伴い発生した竜巻等突風(台風接近時にも多く発生)【気象庁】
http://www.jma.go.jp/jma/menu/tatsumaki-portal/gusts_along_with_T1318.pdf
- (9) さいたま市竜巻対策セミナー実施報告【さいたま市】
<http://www.city.saitama.jp/www/contents/1383733436301/index.html>

17 不審物

出勤してきた教頭が、昇降口の前にメモの貼られた箱が置かれているのを発見した。不審に思った教頭は、校長に電話で概要を伝えとともに、出勤していた職員と対応を開始した。

不審物の確認

1 発見者は、不審物に触れることなく、外観やメモの内容を確認し、速やかに不審物から離れる。（他の職員や生徒が触れることのないよう不審物が見える場所にいる。）

*以降、時系列で記録を取る。

警察への通報

- 1 発見者は、速やかに警察へ通報をする。
- 2 不審物が置かれている場所や、不審物の特徴（外観やメモの内容等）を伝える。
- 3 警察から指示があった場合は、職員で指示の内容を共有し行動する。

教育委員会への連絡

- 1 校長は、教育委員会に連絡をする。

（健康教育課 ☎ 048-829-1679） *第2報以降は、適宜連絡をする。

生徒の誘導

- 1 登校してきた生徒を安全な場所（避難場所）へ誘導するため、職員を配置する。
- 2 生徒の不安を煽らないよう配慮しながら、登校してきた生徒を安全な場所（避難場所）へ誘導する。

*警察等の指示により、地域住民が学校に避難してくる場合もある。

生徒の登校確認

- 1 避難場所において、生徒の登校（安否）を確認する。

2 登校時間を過ぎても到着していない生徒については、家庭へ連絡をし、生徒の所在と安否を確認する。（警察による規制で登校できない生徒がいることも想定する。）

休校の判断

- 1 校長は、警察の捜査や不審物処理の状況、避難の状況等から総合的に判断し、休校にするか否かを決定する。
- 2 休校にする場合、校長は、速やかに教育委員会に連絡をする。
- 3 休校にする場合、校長は、現場にいる警察官に伝え、下校ルートについて確認をする。
- 4 休校にする旨をPTA役員に連絡をする。
- 5 学校安心メールを活用し、休校にする旨を保護者や防犯ボランティア等に連絡する。

生徒の下校

- 1 PTA役員や保護者等への連絡が完了した後、安全なルートで生徒を下校させる。（可能な範囲で、保護者宛の文書を持たせる。）
- 2 下校しても家に入れなない生徒は、職員が付き添い安全な場所で待機する。（近隣の公民館等公共施設に避難する。）

報道機関への対応

- 1 外部へ情報を提供する場合、窓口を一本化し、複数の異なる情報が交錯し、混乱することがないように配慮する。

事後の対応や措置

- 1 警察から情報を得る。（不審物に関することや規制の解除に関すること）
- 2 安全が確認された旨、警察から連絡を受けた際は、速やかに教育委員会に連絡をする。
- 3 学校安心メールを活用し、保護者等に安全が確認された旨を連絡する。
- 4 時系列の記録を整理し、教育委員会へ提出する。
- 5 必要に応じて、保護者等への説明会を開催する。
- 6 警察から捜査への協力依頼があった場合は、協力をする。

教育再開の準備及び事件・事故の再発防止対策の実施

- 1 これまでの取組や対策等を見直し、問題点を整理する。
- 2 事件・事故の再発防止に向けた対策を講じ、教育を再開する。

事件に遭遇した生徒や職員等への「心のケア」の対応

- 1 専門機関との相談・連携等により生徒や職員等の心のケアを行う。

大久保中学校避難訓練計画（例）
（気象庁より「竜巻注意情報」が発表された場合を想定した訓練）

令和6年度 第 回 避難訓練（竜巻）実施計画

大久保中学校 安全教育担当

1 ねらい

- ・学校所在地域での竜巻発生に際して、自らの安全を確保するために必要な実践的な態度や能力を養う。
- ・授業中における竜巻発生を想定し、常に災害の発生に対応する心構えをもたせ、危険を予測し回避するために、安全に行動する態度を育成する。
- ・指示を聴いて、適切な避難行動をとることができるようにする。
- ・生徒用の机を利用した簡易避難場所（シェルター）【以下「シェルター」】づくりを実施する。

2 日時

~~令和 年 月 日（ ） 13:40～14:05（授業中）【20分～25分程度】~~
※令和6年度は夏季休業中に、職員による紙上訓練とする。

3 想定

授業中に「竜巻注意情報」が気象庁より発表され、その後、竜巻が発生。学区内に近づく兆しを察知したため、直ちに避難行動をとらせて、安全を確保することにした。

4 避難訓練場所

教室（及び校庭等【学校の実情により実施】）

雲：気象庁Webサイトより）

5 事前指導、展開及び事後指導

（1）事前指導 特別活動 【学級活動（2）ーキ 心身ともに健康で安全な生活態度の形成】

- ①気象庁・熊谷地方気象台より配付されたリーフレット及びDVD等を活用して、「どこがどのように危険なのか」、「適切な避難行動とはどんな行動なのか」などについて理解する。
- ②竜巻発生時の基本動作の理解及び練習
 - ・教室の窓の鍵をかけ、カーテンを閉める。
 - ・机を移動してシェルターをつくる。
 - ・椅子を移動させ、補助バックで頭部を、カバンで背部を保護する。
 - ・速やかにシェルターの中に入る。
 - ・校庭にいる場合は、速やかに校舎内に避難し、窓から離れて身を小さくする。
 - ・休日や授業時間以外における基本的な行動の仕方を理解させる。
- ③シェルターのつくり方・入り方 【シェルターづくりの手順（例）参照】



- ・机を教室前方の黒板側出入口方向へ移動して、シェルターをつくる。
- ・椅子を移動し、補助バックや上着で頭と首を守り、通学カバン（以下「カバン」）で背中を守る。
- ・速やかに廊下側を向いてシェルターの中に入り、両手が使える場合には、机の脚を両手でしっかりとつかむ。（頭や首を守るものがない場合には、両腕で頭と首を抱えて守る）

④避難行動時の留意事項

- ・躊躇せず、雲の様子を見続けることなく、直ちに避難行動をとる。
- ・大きな窓ガラスの周辺から離れ、身を小さくして頭部や背部を守る。
- ・校庭から避難するときは、物が倒れてきそうなところを避け、飛来物に注意しながら校舎へ避難する。

（２）展開 【学校行事（３）健康安全・体育的行事】『シェルターづくりの手順（例）参照』

学習内容・活動	○本部の指示と役割	○教職員の指示と役割
<p>1 竜巻接近の緊急放送を聴く。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・静かに緊急放送を聴き、指示に従って、適切な行動をとることができるように準備する。 	<p>○緊急校内放送をする。 （例）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「訓練、訓練、訓練。ただ今、学区内にて竜巻が発生。窓の鍵をかけ、カーテンを閉めて、先生の指示に従って行動しなさい。」【教頭】 ・「校庭にいる生徒は、速やかに校舎内に避難しなさい。」【教頭】 	<p>○教室の窓の鍵をかけてカーテンを閉める。</p> <p>○出入口の扉を閉めるように、近くの生徒に指示する。</p> <p>○理科室や家庭科室で火気を使用している場合には、消すように指示する。（学校の実情により実施）</p>

<p>2 避難行動を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 黒板側出入口方向に机を移動して、シェルターをつくる。 ・ 補助バックで頭部を守る。 ・ カバンで背部を守る。 ・ 黒板側、廊下側の生徒から廊下側を向いてシェルターの中に入り、机の脚を両手でしっかりとつかむ。 <p>3 竜巻通過の校内放送を聴く。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 静かに校内放送を聴き、教員からの指示を待つ。 ・ 負傷の有無を報告する。 	<p>○災害時セット等を準備する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 引渡しカードやハンドマイクなど避難時に携行するセット及び出席簿、AED等を準備する。 【教務主任、養護教諭】 <p>☆生徒への指示、災害時セット等の準備ができたなら、教職員も素早く避難行動をとる。</p>  <p>(慈恩寺中学校 シェルターづくり)</p> <p>○校内放送をする。(例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「竜巻は去って行きました。先生方は生徒の状況を確認して、報告をお願いします。」 【教頭】 <p>○各学年主任から生徒の状況と教室周辺の被害状況の報告を受け、校長に報告する。 【教頭】</p>	<p>○校舎内での避難行動をとるように指示する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ (校舎内の例) 「シェルターをつくりなさい。」 ・ 「カバンを背負い、バックで頭部を守り、急いでシェルターの中に入りなさい。」 <p>○黒板側、廊下側の生徒から順番に行動できるように誘導する。</p> <p>○校庭での避難行動をとるように指示する。(学校の実情により実施)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ (校庭の例) 「1階昇降口から急いで校舎内に避難しなさい。」 ・ (校舎内に入ってからの例) 「窓ガラスから離れて、身を小さくして、両腕で頭部を抱えなさい。」 <p>☆生徒を誘導したら、教職員も素早く避難行動をとる。</p> <p>○生徒の安否と負傷の有無、教室周辺の状況について確認し、学年主任に報告する。</p> <p>※教室周辺(教室内、教室前廊下)</p> <p>○学年主任は、生徒の状況と教室周辺の被害情報を集約し、教頭へ報告をする。</p>
<p>4 校内放送による指導・講評を聴く。</p>	<p>○避難訓練のまとめの進行をする。【安全教育主任】</p>	<p>○指導・講評を聴いている様子を観察し、必要に応じて指導する。</p>

<p>5 教室を元の状態に戻し、避難訓練の振り返りを行う。</p>		<p>○自分たちの避難行動について、安全確保のための適切な行動であったか振り返らせる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・危険を予測し、回避するための迅速な行動ができたか。 ・速やかにシェルターをつくり、その中に入ることができたか。 <p style="text-align: right;">など</p>
-----------------------------------	--	--

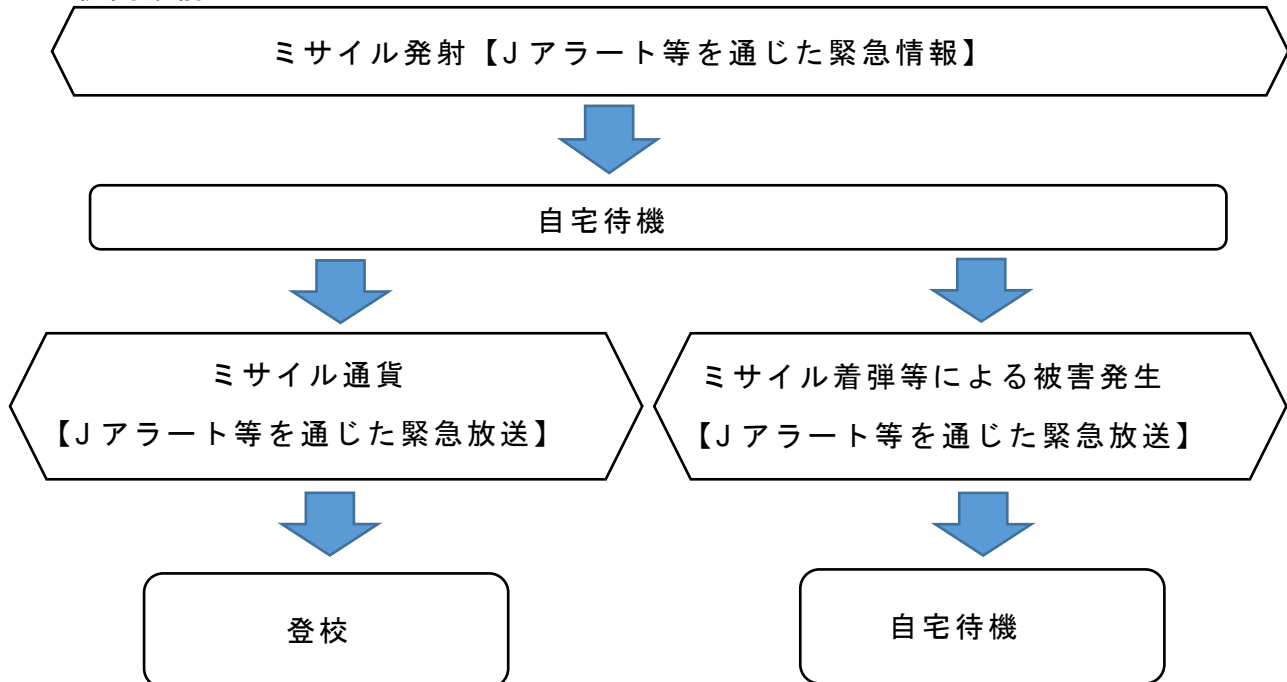
(3) 事後指導 特別活動 【学級活動(2)ーキ 心身ともに健康で安全な生活態度の形成】

学級ごとに、自分たちの避難行動を振り返り、自らの身の守り方について考える。

6 避難訓練実施後のアンケートによる教職員からの反省を集約し、竜巻が来る方向に応じたシェルターのつくり方やつくる位置、入り方などの改善に活かす。【安全教育部】

○弾道ミサイル発射時の対応

○登校開始前



* 教育委員会からが校長に
対応を連絡

□ は、生徒の行動

○登校途中

- ・ ミサイル発射の緊急情報発令：「弾道ミサイル落下時の行動について」に基づく避難行動
- ・ ミサイル通過：登校
- ・ ミサイル着弾等による被害発生：身の安全を確保しながら、学校、自宅の近い方に向かう

○学校にいる間

- ・ ミサイル発射の緊急情報発令：竜巻発生時と同様の避難行動
- ・ ミサイル通過：授業再開
- ・ ミサイル着弾等による被害発生：教育委員会から学校長に対応を連絡

○下校途中

- ・ ミサイル発射の緊急情報発令：「弾道ミサイル落下時の行動について」に基づく避難行動
- ・ ミサイル通過：下校
- ・ ミサイル着弾等による被害発生：身の安全を確保しながら、学校、自宅の近い方に向かう

新たな危機事象への対応

児童生徒等を取り巻く環境は日々変化しており、事件・事故・自然災害のみならず、近年は、スマートフォンやSNSの普及に伴う犯罪被害も顕在化しています。また、学校への犯罪予告やテロ、弾道ミサイル発射等の国民保護に関する事案等の新たな危機事象への対応が求められており、学校における危機管理は、社会情勢の変化に応じて適時適切に見直しを図り、常に最新の状況にしておくことが重要です。なお、避難訓練など国民保護に係る取組を実施する際には、保護者、児童生徒等に対し、例えば、全国瞬時警報システム(以下「Jアラート」)による情報伝達や避難訓練の趣旨(緊急時に主体的に行動し、適切に対処する力を身に付ける)を正しく理解させるなど、必要以上に不安にさせたりすることがないように十分配慮してください。

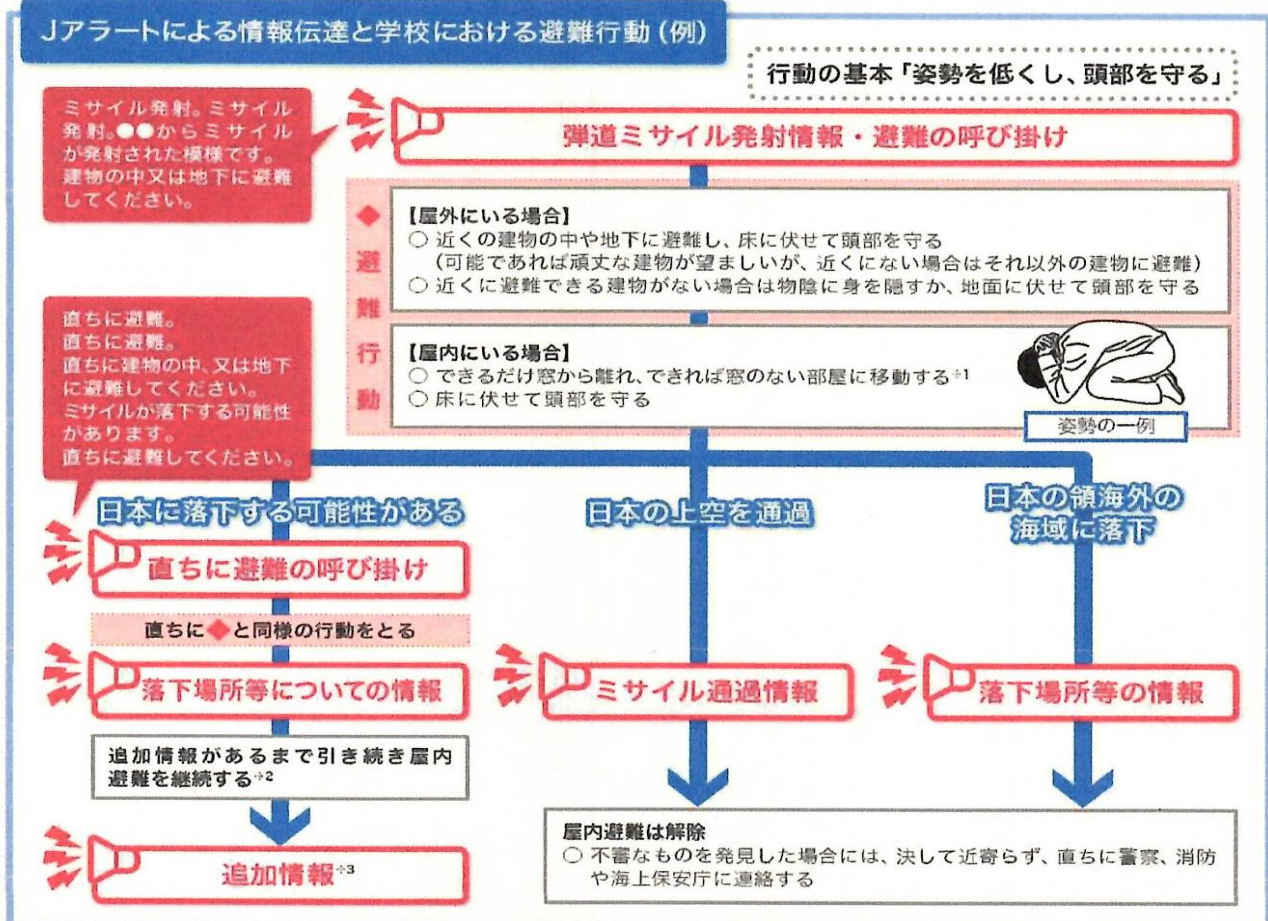
1 弾道ミサイル発射に係る対応について

弾道ミサイルが発射され、日本に飛来する可能性がある場合は、Jアラート等により情報伝達されます。Jアラートにより国から緊急情報が発信されると、これを受信した市町村では、防災行政無線の警報が屋外スピーカー等を通じて流れるなど、様々な手段により住民へ情報が伝達されます。また、携帯電話等にもエリアメール・緊急速報メールが配信されます。

【1】Jアラートを通じて緊急情報が発信された際の対応

弾道ミサイルが着弾した際は、爆風や破片等による危険が想定されるため、それらから身を守る行動をとることが必要です。正しい知識を身に付け、適切な避難行動をとることにより、被害を最小限にすることが可能です。

(1) Jアラートによる情報伝達と学校における基本的な避難行動の流れ



- ※1 「弾道ミサイル発射情報・避難の呼び掛け」の時点で、すぐに避難できるところに頑丈な建物や地下があれば、直ちにそちらに避難してください。ただし、校舎の状況や児童生徒等の避難経路など各学校の実情を十分に踏まえて、例えばその場に留まることも考慮に入れるなど、安全な避難行動がとれるようあらかじめ検討してください。
- ※2 「ミサイルが〇〇地方に落下した可能性がある」等の情報があった場合は、追加情報の伝達があるまで屋内避難を継続し、テレビ、ラジオ、インターネット等を通じて情報収集します。また、行政からの指示があればそれに従って落ち着いて行動します。もし、近くにミサイルが着弾した場合は、弾頭の種類に応じて被害の及ぶ範囲等が異なりますが、次のよう行動します。
 - 屋外にいる場合は、口と鼻をハンカチで覆いながら、現場から直ちに離れ、密閉性の高い屋内の部屋または風上に避難する。
 - 屋内にいる場合は、換気扇を止め、窓を閉め、目張りをして室内を密閉する。
- ※3 その後の状況に応じて、屋内避難を解除するような情報、又は引き続き屋内避難をするあるいは別の地域へ避難するといった情報が伝えられます。

(2) 様々な場面における避難行動等の留意点

前ページにおける避難行動を基本としつつ、学校の状況や児童生徒等のいる場所に応じて適切な避難行動をとることが必要です。

学校にいる場合

【校舎内の対応例】

例えば、弾道ミサイル発射情報・避難の呼び掛けがあった際に、教室内で授業中の場合であって、地下室や窓のない部屋にすぐに移動することが難しい場合は、窓からなるべく離れて床に伏せて頭部を守ること、机の下に入って頭部を守ることなどが考えられます。

【校舎外の対応例】

例えば、校庭での授業中の場合であって、近くの建物の中や地下に避難することが難しい場合は、遮へい物のない校庭の中心ではなく、物陰に身を隠すか、その場で地面に伏せて頭部を守ることなどが考えられます。

校外活動中の場合

- 屋内にいる場合でも、すぐに避難できるところに頑丈な建物や地下があれば直ちにそちらに避難するようにすることが求められます。
- 校外活動に際しては、学校として、計画の段階で様々な危機事象の発生も想定しておくことが求められます。活動場所での情報伝達方法や危機事象が発生した場合の避難について、事前に確認しておくことが重要です。特に、野外での活動の際は、引率者は、携帯電話等の情報ツールを携帯することはもとより、情報収集の手段を確保しておくことや、事象が発生した場合の避難を念頭においた下見を行うことなど場所に依じた対応が求められます。
- 児童生徒等に対しては、こうした検討を踏まえ、例えば、自由行動中など教職員がそばにいない際の避難行動や連絡手段について、事前に指導しておくことが求められます。

登下校中の場合

- 登下校中は、地震発生時と同様に、そのとき入手した情報に基づき児童生徒等が自らの判断で冷静に行動できるよう、事前に指導しておくことが求められます。
- 屋外スピーカー等から警報が発せられる場合、場所によっては聞こえないことも少なくありません。しかし、ミサイル発射情報はテレビやラジオでも伝えられるほか、緊急速報として携帯電話等にもメールが配信されるので、聞こえてくる音を注意深く聞くことも大切です。また、緊急情報を知った人が何らかの行動をとることから、周囲の変化や人の行動も情報の一つとして考えられます。電車やバス等、公共交通機関においては、車内に流れる情報や乗務員の指示を注意して聞き、その指示に従うことが大切です。

【スクールバス等における留意点】

- 自動車乗車中の場合は、ガソリンなどに引火する危険があることから、車を止めて近くの建物や地下等に避難する、周囲に避難できる場所がない場合は車から離れて地面に伏せ、頭部を守る行動をとります。
- バスに乗っている児童生徒等の状況によって、車外に出ることが危険と判断される場合は、車内で姿勢を低くして頭部を守ることと考えられます。地震の避難と同様、危機事象に遭遇した際には危険回避のために統率のとれた行動ができるよう平素から指導しておくことが大切です。



児童生徒等が自宅等にいる場合

- 児童生徒等が登校前や下校後で自宅等にいる場合は、安全確認が取れるまで待機し、身の安全を確保することが必要であり、こうした行動ができるようあらかじめ指導しておくことが重要です。あわせて、早朝等に弾道ミサイル発射情報が伝達された場合の登校時間の変更や臨時休業などの学校からの情報伝達の方法や安否確認の方法についても、あらかじめ決めた上で、周知しておくことが必要です。

3章

個別の危機管理

(3) 学校における臨時休業や授業の開始時間の判断等について

- 早朝等の始業前に弾道ミサイルが発射され、Jアラートによる弾道ミサイル発射情報等が発信された後に日本の領土・領海に落下した場合は、落下情報に続いて、追加の情報が伝達されます。そのような場合を除き、上空通過の情報や、領海外の海域への落下情報が発信された場合は、避難解除を意味しますので、日常生活に戻って登校を開始することが可能です。
- 交通機関の運行の状況等、地域によって状況が異なることから、平素から自治体が作成している国民保護計画を踏まえて、児童生徒等への連絡方法や連絡のタイミングなどについて学校の対応を検討しておくことが大切です。
- 特に、臨時休業については、学校教育法施行規則第63条に基づき学校長の判断によることとなりますが、Jアラート等を通じて緊急情報が発信された場合に臨時休業とするか否かや登校の判断等については、学校と学校の設置者との間で事前に協議の上、あらかじめ定めておくことが重要です。

【2】体制整備

(1) 適切な情報伝達の仕組みと避難場所の設定等

Jアラートにより発信される緊急情報が学校のどこにどのように届くのか確認しておくことが必要であり、その際、学校内での情報伝達の方法も検討し、可能な限り早く共有できる仕組みを構築しておくことが重要です。また、施設の状況や児童生徒等の人数等も踏まえて、学校内の避難場所を決めておくとともに、避難訓練等を通して、その決定した場所が、避難場所として適切かどうかの検証をすることも必要です。このほか、上述の避難行動の留意点等も踏まえて、学校内だけでなく学校外での授業も含めた様々な状況を具体的に想定しつつ、安全確保の方策についてあらかじめ検討・周知し、全教職員で共通理解を図っておかなければなりません。

(2) 自治体の危機管理部局等の関係機関との連携

弾道ミサイルやテロ等に対する対応は市民生活とも連動するものであり、学校だけで実行することはできません。各自治体の国民保護計画を踏まえて、各学校の取組が適切に行えるよう、教育委員会等の学校の設置者が中心となり、各自治体の危機管理部局はもとより、関係機関(例えば、警察、消防、自衛隊等)と連携を強化し、学校への情報伝達や避難方法等について情報共有を図ることが重要です。

【自治体の避難訓練と合わせた取組】

自治体が実施するJアラートによる情報伝達を受けて行動する避難訓練に合わせて学校の訓練を行うことは、Jアラートによる情報が校内でどのように伝達されるか(聞こえるか)を把握することや、教室をはじめ様々な場所での行動を確認するために非常に効果的です。

こうした機会を捉えて、教職員の行動確認はもちろん、児童生徒等にとっても状況を判断し身の安全を図る場所や行動を確かめることが可能です。

地震避難訓練等で身に付けた行動を生かし、どこにいても自らの判断で安全確保できるようにしておくことが大切です。



Jアラートを介した情報による状況の把握 → 安全な場所を判断して避難 → 姿勢を低くして頭部を守る

【状況に合わせた避難行動について】

その際、条件反射的にいつも決まった行動をとるのではなく、情報の種類(緊急地震速報か弾道ミサイル発射情報か)によって判断することが求められます。

例えば、グラウンド(運動場)にいる場合に、緊急地震速報が聞こえたら「落ちてこない・倒れてこない・移動してこない」場所に素早く身を寄せて安全確保するため、運動場の中央付近で姿勢を低くして頭を守ります。

一方、弾道ミサイルの場合は、爆風や破片等の危険から身を守るための避難方法を判断し、屋内に避難するなど、同じ屋外にいた場合でも回避すべき危険(地震や弾道ミサイル等)によって避難の仕方が異なることを念頭におく必要があります。

正しい知識を身に付け、どのような危険から何のために避難するのか、そのときの状況によって適切に判断し行動できるよう、様々な訓練を通して実践するとともに、振り返りを通して常に評価・改善を図ることが重要です。

避難訓練に参加することは、様々な危機事象を正しく理解し状況に応じた的確に行動できるようにするために、非常に有効です。

2 学校への犯罪予告・テロへの対応について

学校への爆破予告などの犯罪予告があった場合、警察等の関係機関と連携した対策が求められます。自分の学校だけが受信している場合や近隣の学校等にも同様の予告がなされている場合など、状況によっても対応は異なりますが、警察の指示の下、教育委員会と連携し事案に応じて適切に対処することが必要です。

例えば、爆破予告等の情報等があった場合、児童生徒等を不安にさせない配慮をしつつ最悪の状況を想定し、安全を第一とした対応が求められます。当該情報に最初に触れた教職員は管理職等へ報告し、速やかに校内で情報共有するとともに、学校から速やかに教育委員会や警察へ通報し、指示や情報を得ることが第一です。

また、世界の各地において、病院やホテル・コンサート会場・交通施設等、多くの人が集まる民間施設を標的としたテロが発生し、多くの尊い命が犠牲となっています。こうしたソフトターゲットを標的としたテロが日本でも発生する可能性が否定できないことから、学校が標的となり得る点を踏まえ、警察等の関係機関と連携した対策が求められます。その際も、弾道ミサイルへの対応と同様に、学校独自に考えるのではなく、自治体の国民保護計画に沿って、発生する事案の状況に応じてあらかじめ必要な情報を共有し、いざというときに児童生徒等の安全確保ができるように備えることが重要です。

学校においては、不審なものがないか等、以前と異なる状況を早期に発見できるよう、日頃から学校環境を整備し、特に薬品等の備品管理を徹底するとともに、安全点検等を実施することも大切です。

国民保護とは

- ◆ 国民保護とは、万一、武力攻撃や大規模テロがあった際に、国、地方公共団体、関係機関などが協力して行う住民を守るための仕組みであり、その仕組みを定めたものが国民保護法(正式名称「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」)です。

この中で、各自治体の長等が各自治体等で策定された国民保護計画の定めに基づき訓練することについて、次のように規定されています。

【第42条第1項】

指定行政機関の長等は、それぞれその国民の保護に関する計画又は国民の保護に関する業務計画で定めるところにより、それぞれ又は他の指定行政機関の長等と共同して、国民の保護のための措置についての訓練を行うよう努めなければならない。この場合においては、災害対策基本法第48条第1項の防災訓練との有機的な連携が図られるよう配慮するものとする。

- ◆ 国民保護に関する情報は以下のポータルサイトをご参照ください。

【内閣官房 国民保護ポータルサイト】

<http://www.kokuminhogo.go.jp/>



【総務省消防庁】

http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/fieldList2_1.html



国民保護法に
基づく訓練



全国瞬時警報システム（Jアラート）とは

- ◆ 全国瞬時警報システム(Jアラート)は、弾道ミサイル情報、緊急地震速報、津波警報など、対処に時間的余裕のない事態に関する情報を国(内閣官房・気象庁から消防庁を経由)から送信し、市町村防災行政無線(同報系)等を自動起動することにより、国から住民まで緊急情報を瞬時に伝達するシステムです。

市町村防災行政無線(同報系)等から流れる国民保護サイレン音は、国民保護ポータルサイトから確認できます。

また、Jアラートにより情報伝達があった場合は、同時に携帯電話にエリアメール・緊急速報メールが配信されます。ミサイル情報を伝達するエリアメール・緊急速報メールの着信音は、津波や火山情報などに関するエリアメール・緊急速報メールと同じ着信音です。



- 以上の情報は、平成30年1月時点での国民保護ポータルサイト上の情報に基づき、学校での対応の視点を加味して作成したものです。「国民保護」に関する対応は、日々、新たな情報が更新されますので、本手引のみにとらわれず、最新の情報を国民保護ポータルサイト等で取得し、適宜、危機管理マニュアルに反映するようにしてください。

3章 個別の危機管理

3 インターネット上の犯罪被害への対応について

近年、児童生徒等を脅かす犯罪被害として、インターネットを介した事案が多く発生しており、特にSNSに起因する被害は多様化・深刻化しています。

こうした被害を発見した場合は、早急な対応が必要になるため、すぐに警察、法務局・地方法務局に相談することが大切です。

学校においては、犯罪被害の未然防止及び問題の早期発見・被害防止のために、最新事例(警察庁ウェブサイト等を参照)の把握や情報モラル教育の充実に努めるとともに、被害があった場合は、警察、法務局・地方法務局にすぐに相談できるよう、日頃から、体制の構築をしておくことが必要です。

また、保護者に対しては、児童生徒等がトラブルに巻き込まれないようするために、携帯電話等の「フィルタリングサービス」の必要性について指導をすることなどを通して、保護者と児童生徒等と一緒に考える機会を作るように案内することも大切です。

【被害事例】

○ 自撮り画像の送信

- 女子中学生は、コミュニティサイトで知り合った男性モデルになりすました男に、自分の裸の画像を送信させられた。

○ 危険な出会い

- 親とけんかをした女子中学生は、宿泊場所の提供を求めコミュニティサイトに書き込んだところ、車で迎えに来た男から家出をするようにそそのかされ、そのまま男の家に連れて行かれた。
- 男子中学生は、コミュニティサイトで知り合った男と実際に会った結果、わいせつな行為をされその様子をデジタルカメラで撮影された。その後、男から「学校にばらす」と脅された。



加害者にもならない

近年、スマートフォン等の普及に伴い、手軽に写真や動画をインターネット上に投稿することができるようになったため、児童生徒等がトラブルや犯罪に加害者として関わってしまう可能性も大きくなっています。そのため、加害者にならないよう、他者の権利を尊重し、情報社会での自らの行動に責任をもち、適切に判断・行動できる力を身に付けさせることも大切です。

<指導ポイント例>

- ◆ 人を傷つける書き込みは、人権侵害であり、犯罪になることもある。
- ◆ 自らの投稿で他人に損害を与えれば、損害を賠償する責任を負うこともある。

【参考となる資料等】

子供の性被害対策(警察庁)

https://www.npa.go.jp/policy_area/no_cp.html



インターネット利用に係る児童の犯罪被害等防止啓発動画(公益財団法人警察協会)

<http://www.keisatukyokai.or.jp/untitled29.html>



情報モラル教育の充実(文部科学省)

http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyouhou/detail/1369617.htm



青少年を取り巻く有害環境対策の推進(文部科学省)

http://www.mext.go.jp/a_menu/sports/ikusei/1354754.htm

